

株主各位

証券コード 3681
(発送日) 2026年5月29日
(電子提供措置開始日) 2026年5月25日

東京都港区白金一丁目17番3号

株式会社ブイキューブ




代表取締役社長 水谷 潤

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト	https://ir.vcube.com/jp/stock/shareholder	
株主総会資料 掲載ウェブサイト	https://d.sokai.jp/3681/26370234/	
東京証券取引所ウェブサイト 東証上場会社情報サービス	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	

上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ブイキューブ」又は「コード」に当社証券コード「3681」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

ただし、当社株式が上場廃止となった後におきましては、上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「上場廃止会社はこちら」の欄を選択いただいた上で、「銘柄名（会社名）」に「ブイキューブ」又は「コード」に当社証券コード「3681」を入力・検索し、「基本情報」を選択の上、「縦覧書類」をご確認ください。

なお、本総会にご出席いただけない場合には、株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のとおり、**2026年6月12日（金曜日）午後6時までに**、郵送（書面）又はインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

4ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月15日（月曜日）午前11時（会場受付開始 午前10時30分）		
2 場 所	東京都港区白金一丁目17番3号 NBFプラチナタワー16階 当社本社スタジオ		
3 目的事項	報告事項	第26期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件	
	決議事項	第1号議案	第26期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類承認の件
		第2号議案	V種優先株式に関する規定の新設等のための定款一部変更の件
		第3号議案	第三者割当による募集株式の発行①の件
		第4号議案	第三者割当による募集株式の発行②の件
		第5号議案	株式併合の件
		第6号議案	非公開化に伴う定款一部変更の件
		第7号議案	取締役3名選任の件
		第8号議案	監査役1名選任の件
4 招集にあたっての 決定事項	<p>(1) 郵送（書面）による議決権行使において、各議案に賛否の記載がない場合は、各議案について賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。</p> <p>(2) 郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権を事前行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。</p> <p>(3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。</p> <p>(4) 代理人による出席を希望される株主様は、委任する株主様及び代理人となる株主様双方の議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書類を、会場受付にご提出ください。なお、代理人は、法令及び当社定款第14条の定めに従い、当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。</p>		

以 上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載いたしません。
連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
したがいまして、当該書面に記載している事項は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部となります。
- 本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイト（<https://ir.vcube.com/jp/stock/shareholder>）に掲載いたします。

臨時株主総会の開催について

本臨時株主総会は、当社の今後に関するきわめて重要な議案をご審議いただくものです。

本ご通知をお読みいただき、かならず議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。

本臨時株主総会に付議している議案には、大きく分けて、2025年12月期の決算にかかわるもの（報告事項及び決議事項第1号議案）と、当社の非公開化にかかわるもの（決議事項第2号議案以下）があります。

2025年12月期の決算に関わるものについて、当社は、2026年3月6日付「第26期定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、第26期の事業報告、計算書類及び連結計算書類（以下「計算書類等」といいます。）の確定手続を経た後に株主の皆様に対して計算書類等を提供し、定時株主総会の継続会（以下「本継続会」といいます。）において報告事項を上程するため、2026年3月31日開催の定時株主総会において、続行の決議（会社法第317条）をいたしました。

しかしながら、2026年4月30日付「（開示事項の変更）第26期定時株主総会の継続会の不開催及び臨時株主総会の開催に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査報告書には、計算書類に対して意見を表明する根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができないことを理由として、意見不表明が付されることとなりました。そのため、会社法第438条第2項、同第439条および会社計算規則第135条に基づき、臨時株主総会を別途開催し、第26期計算書類の承認をお願いするに至ったものであります。

なお、本継続会は、上記理由により不開催とさせていただきますことを申し添えます。

株主の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしますこと、心からお詫び申し上げます。

また、当社の非公開化にかかわるものについては、当社は、今般の状況に鑑み、第三者割当による株式発行を通じた財務状態の改善と、現金を対価とする株式併合を行い、当社株式を非公開化し、抜本的な経営再建を目指しております。

株主の皆様には、多大なご迷惑をおかけし心よりお詫び申し上げますと共に、当社を維持発展させていくために必要な各施策に何卒ご理解を賜りたく、各議案へのご賛同をいただけますよう、お願い申し上げます。

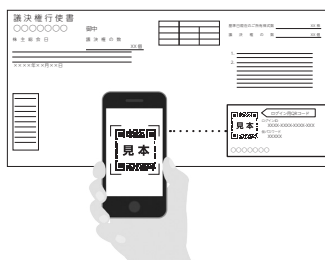
株主の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしますこと、重ねてお詫び申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

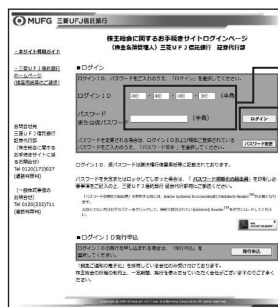
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

本臨時株主総会においては、機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけません。

株主総会参考書類

第1号議案 第26期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類承認の件

本議案の内容につきましては、72頁から86頁までに記載のとおりであります。当社は、2026年4月30日に、第26期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類に関し、当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人より、根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができないことを理由とする、第26期計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類に対する監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領しております。このため、会社法第438条第2項の規定に基づき、第26期計算書類のご承認をお願いするものであります。

第2号議案から第8号議案の上程に至る経緯

当社は、以下に記載した経緯により、株式会社日本革新投資（以下「J-INC」といいます。）が設立したAVA 3HD株式会社（以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による当社V種優先株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。なお、本第三者割当は、第2号議案から第4号議案に記載のとおり、本第三者割当①（第3議案において定義する。以下同じ。）及び本第三者割当②（第4号議案において定義する。以下同じ。）により行われます。）を実施いたします。また、当社は、当社の株主を割当予定先のみとするために、本第三者割当の実行後において、当社普通株式6,469,357株を1株に、当社V種優先株式6,469,357株を1株にそれぞれ併合し、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様に対し、総額で約2.6億円（1株当たり10円）の金銭を交付すること（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたします。

当社は、本第三者割当及びその後の本株式併合を経て、割当予定先が当社を完全子会社とすること（以下「本完全子会社化取引」といいます。）を企図していること並びに当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提としています。

当社は、2024年12月期において、主にイベントDX事業等の業績、特に米国子会社TEN Holdings, Inc.（以下「TEN」といいます。）の業績低迷が顕著であったことに加え、前事業年度である2023年度のTEN買収時に計上したのれんの全額減損に続き、国内事業でも一部のソフトウェアの減損損失等を計上した結果、純資産の額が約1億2,180万円のマイナス（債務超過）となりました。これを受け、2025年3月31日付け「上場維持基準（流通株式時価総額基準・純資産基準）への適合に向けた計画及び進捗状況」において、2025年12月までに債務超過を解消するための適合に向けた計画を公表いたしました。

2025年12月期においては、2025年5月20日付け、同年8月14日付け及び同年11月14日付け「上場維持基準（純資産基準）への適合に向けた計画に基づく進捗状況」でも公表したとおり、純資産基準の適合に向けた改善期間である2025年12月期の債務超過解消のため財務状況の改善に取り組み、2025年2月には当社グループの財務状況悪化の最大の要因であったTENのNASDAQ上場に伴う資金調達を実施したことで、純資産の額は正に回復いたしました。また、並行してTENの連結除外に向けた施策を進めてまいりました。仮に連結除外が実現した場合でも、TENの連結除外の方法について一定の前提条件を置いた上で会計監査人に相談を行いつつ当社グループの連結純資産が大きく毀損しない見込みであったことから、2025年12月に至るまで、二期連続の債務超過は回避できる可能性は高いと判断し、その旨を定期的に公表してまいりました。

しかしながら、2025年12月に入り、期末決算に向けた会計監査人との事前協議の中で、当社の国内イベントDX事業に係る資産について、多額の減損損失が発生する可能性について指摘を受けました。さらに、連結除外を進めていたTENにおいても、2025年12月に資金調達は実施したものの、2025年12月期末時点での連結除外には至らず、結果的にTENの著しく低迷する業績の取り込みによる連結純資産の毀損に加え、会計監査人より期末時点でTENの保有するソフトウェアについての減損損失の可能性について指摘を受けました。

当社は、二期連続の債務超過を回避すべく、2025年12月期末日までの限られた時間の中で、これら多額の減損損失発生の可能性に備えた純資産増強策として、保有する投資有価証券の売却を実行し、約6億円の純資産を確保いたしました。

2026年に入り、期末決算手続及び会計監査人との本格的な協議を継続する中で、当社は外部コンサルティングによる事業計画策定支援も受けながら、事業計画の妥当性について真摯に説明を続けてまいりました。また、TENにおいても現地の監査人に対し、今後の業績改善計画を説明し、減損損失計上の要否について協議を進めてまいりました。しかしながら、当社が主張した国内イベントDX事業における事業計画の妥当性や米国の上場会社TENのソフトウェア減損テストにおける公正価値の算定方法について、会計監査人の同意が得られず、会計監査人との最終的な協議の結果、2026年3月31日付けで公表した「営業外費用、特別損失の計上及びその他有価証券評価差額金の増加並びに業績予想と実績との差異に関するお知らせ」のとおり、2025年12月期において1,993百万円の減損損失を計上することとなりました。

これにより、2025年12月末時点での連結純資産額は△1,107百万円（2026年4月30日付けで公表した「2025年12月期決算短信〔日本基準〕（連結）」のとおり、2025年12月末時点での連結純資産額は△655百万円から△1,107百万円に訂正されています。）となり、二期連続の債務超過による上場廃止基準に抵触することになり、2026年4月30日付け「2025年12月期有価証券報告書の提出完了と当社株式の上場廃止の決定及び整理銘柄への指定に関するお知らせ」のとおり、2026年4月30日付けで、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）より、当社株式を整理銘柄に指定し、2026年7月1日付けで上場廃止とする旨の通知を受領しました。これに伴い、2025年12月期の連結財務諸表等の注記において「継続企業の前提に関する注記」を記載しております。

こうした厳しい状況下で、2025年11月28日付け「財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の条件変更に関するお知らせ」で公表したとおり、当社では、アレンジャーを株式会社三菱UFJ銀行、参加金融機関を株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行とするシンジケートローンに基づく借入を含む全取引金融機関との間の借入（以下「本借入」といいます。）について、2026年3月末まで約定弁済を一時的に停止及び残高を維持する合意をいただいております。

このような状況の中、当社では、2025年12月期に係る当社グループの財務状況及び同事業年度の当社単体の決算に関する会計監査人との協議状況を踏まえ、2025年12月下旬以降、当社の維持発展のために、あらゆる事態に備えた準備の具体策を検討しなければならないこと、とりわけ、2025年12月期が債務超過となった場合、当社の普通株式は上場廃止となるおそれがあることを念頭に、当該具体策の一環として、当社の企業価値向上と株主共同の利益確保の観点から、当社を非公開化することについてもその可能性を排除せずに急遽検討を進めることとし、当社のフィナンシャル・アドバイザーとしてGIP株式会社（以下「GIP」といいます。）を起用して、複数の投資ファンドにアプローチを開始しました。

そうしたところ、当初、複数の投資ファンドである第三者より、当社の前代表取締役・現取締役会長である間下直晃氏と共に、当社株式に対する公開買付けを含む、当社株式及び新株予約権の全て（但し、当社が保有する自己株式及び契約に基づき不応募株主を設ける場合には当該不応募株主が保有する当社株式を除く。）を取得し、当社を完全子会社化するための一連の取引について、検討及び提案することが可能である旨の示唆を受けるに至り、その後実際に、2026年1月7日、J-INCより、MBO（マネジメント・バイアウト）を前提とし、当社株式に対する公開買付け及びその後スウィーズアウトを通じた当社の完全子会社化に関心を有している旨の意向表明書を受領しました（以

下、当該意向表明書に係る提案を「当初MBO提案」といいます。) 。なお、当該時点まで並行してご検討をいただいていた他の投資ファンドからは、具体的な書面による提案を受けることはありませんでした。

当初MBO提案を受けて以降、当社では、J-INCから独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所(以下「TMI」といいます。)を、J-INCからも独立したフィナンシャル・アドバイザーとしてGIPを選定及び承認し、必要なアドバイスを求めるとともに、当該提案がマネジメント・バイアウト(MBO)に該当し、当社又は当社の一般株主との間に構造的な利益相反の問題が存在するため、当該取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性を担保することを目的として特別委員会を設置し、当該提案を検討してまいりました。

しかしながら、2026年3月3日、当社は、J-INCより、当初MBO提案後に実施された当社グループに対するデュー・ディリジェンスや当社既存取引金融機関との協議の結果等を踏まえ、当初MBO提案を撤回せざるを得ない旨、他方で、MBOに代わる提案をする意向がある旨の連絡を受けました。このため、当初MBO提案の検討は、2026年3月4日をもって終了しています。当初MBO提案の撤回の理由について、J-INCからは、当社グループに対するデュー・ディリジェンスの結果、J-INCの算定による当社株式価値は足元の市場株価の水準を大きく下回るものと判断したこと、また、当社既存取引金融機関と協議を行ったものの、当社の足元の財務状況に鑑み、LBOローンとしての取組みが困難である旨のフィードバックを受領したためとの説明を受けております。

J-INCから、当初MBO提案に代わって提示された代替提案(以下「当初資本増強提案」といいます。)は、以下のとおりです。なお、割当予定先による株式の取得及び完全子会社化後の割当予定先又は当社に対する再出資を含めて、当社前代表取締役・現取締役会長である間下直晃氏及び代表取締役水谷潤氏その他当社の経営陣の資本的関与は想定されていません。当初資本増強提案について、J-INCからは、本借入の約定弁済を停止している現状を踏まえ、当社の企業価値の毀損を避ける観点から、当社に直接的な資金注入を行い、負担となっている本借入の弁済に充当することで、本借入による負担が将来の事業運営へ及ぼす悪影響を最小限に留め、当社の成長を実現するための強固な財務基盤を迅速に構築する最適な手段であると考えている旨の説明を受けております。

- (ア) 当社は、割当予定先に対して本第三者割当を行う。本第三者割当の割当価格(払込金額)は1株当たり38.6円(総額2,000百万円。かかる増資により、割当予定先が当社発行済株式総数の66.7%を取得する水準で、本第三者割当の払込金額を設定している。)を想定している。
- (イ) 本第三者割当による払込資金及び当社の手元現預金を原資として、当社の既存借入の約半額程度の返済を行う。なお、かかる返済後に残存する借入については、円滑な返済が可能となるよう、既存取引金融機関との間で返済計画の一本化等の調整ができることを当初資本増強提案の前提としている。
- (ウ) 本第三者割当の完了後、株式併合によるスクイーズアウト(以下「本スクイーズアウト」という。)を実施し、当社を割当予定先の完全子会社とする。本スクイーズアウトの価格(以下「本スクイーズアウト価格」という。)は、1株当たり50.2円(上記割当価格に30%程度のプレミアムを付与した水準)を想定している。
- (エ) 但し、以上の想定は、(a) 今後、当社からTENに対する支払いが発生せず、かつ、(b) 当社グループからTENに対する貸付金が全額返済されることを前提としている。

これを受けて当社では、TMI及びGIPに必要なアドバイスを求め、当初資本増強提案に関して検討をいたしました。また、当初資本増強提案を実行した場合、①その希薄化率は25%以上となり、いわゆる大規模な第三者割当に該当するとともに支配株主の異動を伴うものであること、②当初資本増強提案における払込金額は、当社の平均的な株価の推移に照らすと、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）で定める払込金額を大きく下回り、いわゆる有利発行に該当する蓋然性が極めて高いこと、③J-INCによる当社の完全子会社化及び当社普通株式の上場廃止が予定されていることから、当社株主の皆様へ与える影響の大きさを踏まえて、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保する必要があり、他方で④当社普通株式が二期連続債務超過を理由として上場廃止となることが想定される2026年7月1日までに当初資本増強提案を実行するための時間的猶予が極めて限定的であることから、当初資本増強提案を実行することとなった場合に備え、2026年3月5日付けの取締役会決議において、いずれも当社の独立役員であり、当社の経営陣並びにJ-INC及び割当予定先から一定程度独立した者である西村憲一氏（当社社外取締役（当時））、松山大耕氏（当社社外取締役）、秋元秀仁氏（当社社外取締役（監査等委員））及び小松慶子氏（当社社外取締役（監査等委員））の4名によって構成される独立委員会（以下「本独立委員会」といいます。）を組成し、本第三者割当の必要性、相当性その他本独立委員会が必要と認める事項について意見を答申するよう諮問し、割当予定先に対する第三者割当増資の必要性、相当性を検討する一方で、当社にとってより有利な条件での資金調達の可能性を求めて、金融投資家を含む約7社のスポンサー候補に対して、スポンサー候補としての出資検討を依頼してまいりました。かかるスポンサー探索の結果、当社は、当社に提供可能な資本性資金の金額の多寡、当社が希望する時間軸での資金の提供及びその実現可能性、スポンサーとして参画した後に当社が再生を果たすための当社の経営・事業に関する考え方、中長期的な事業継続及び今後の企業価値の向上に向けた施策の内容・実現可能性等の観点から総合的に検討し、2026年3月31日付けの取締役会の決議時点では、J-INCが最適のスポンサー候補であると判断し、2026年3月31日付け「上場廃止基準抵触による当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込み及びスポンサー基本契約締結のお知らせ」（以下「スポンサー基本契約締結プレス」といいます。）のとおり、同日付けでJ-INCとの間でスポンサー基本契約を締結いたしました。

もっとも、スポンサー基本契約締結プレス記載のとおり、本独立委員会は、J-INCの提案条件の妥当性を客観的に担保し、当社の上場廃止に至る経過に透明性を持たせることを目的として、当社が希望する時間軸のなかで、当社の喫緊の課題に直接的に応える具体的な比較案を募集する期間を設け、第三者からの真摯かつ具体的な提案があった場合には、当該提案を真摯に検討すべき旨の意見を述べたことから、当社は、本独立委員会の中間的な答申を踏まえて、スポンサー基本契約締結プレス記載のとおり、J-INCの提案条件の妥当性を客観的に担保し、当社の上場廃止に至る経過に透明性を持たせることを目的として、当社が希望する時間軸のなかで、当社の喫緊の課題に直接的に応える具体的な比較案を募集する期間を設け、第三者からの真摯かつ具体的な提案があった場合には、当該提案を真摯に検討することとしました。具体的には、当社株式の上場廃止が間近に控えている時限性に鑑み、いわゆるファイナンス・アウト条件を含む、提案者及び第三者の随意による条件が付された提案は、代替案として評価しないことを前提に、2026年4月21日15時までに、法的拘束力のある真摯な提案があった場合には、当社は、これを代替案として検討することとしました。そうしたところ、2026年4月22日付けで公表した「スポンサー基本契約の代替提案の提案状況に関するお知らせ」のとおり、当社は、2026年4月1日に1社より、また同年4月3日に別の1社からそれ

ぞれ代替案を検討したい旨の連絡を受領しました。そのうち1社については、当該連絡を受けて秘密保持誓約書の案を提示したところそれ以降連絡が途絶した一方で、もう1社からは、当社に対し秘密保持誓約書を差し入れた上で、一定期間の検討が実施されたものの、同社からも、提案期限までに具体的な代替提案が提示されることはなく、結果的に、当該期間内において資本増強再提案（その後にJ-INCからなされた①本払込金額を本新株式1株当たり28.4円、②本スクイーズアウト価格を1株当たり40.0円とする提案をいいます。以下同じです。）に代わる具体的かつ現実的な提案を受けるに至りませんでした（資本増強再提案が提示された経緯及びマーケット・チェック後の経緯については当社が2026年5月18日付けで公表した「AVA3 HD 株式会社との間の最終契約締結についてのお知らせ」記載の「9. 企業行動規範上の手続に関する事項」もご参照ください。）。

以上のスポンサー探索の結果、当初資本増強提案の代替提案を受けるに至らなかったことも踏まえ、当社では、J-INC以外のスポンサーを探すことは困難であると判断しております。なお、J-INCは当社の再建プランとして①経営管理体制の高度化（KPIに基づく予実管理の徹底や、迅速な意思決定プロセスの構築）、②経営体制の補強（必要に応じてCXO人材等の招聘・補強を行い、強固かつ安定したチーム組成を支援）及び③事業成長の加速（J-INCグループのネットワークを活用した顧客基盤の拡大や、組織パフォーマンス最大化のための人材・インセンティブ設計の支援）等を提案しているところ、かかる提案は具体的で、これを実現する強い意思も感じられたことから、当社の企業価値向上に資するとも判断しております。

以上の経緯を経て、当社は、本臨時株主総会において、V種優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更に係る議案（第2号議案）、本第三者割当に係る議案（第3号議案及び第4号議案）、本第三者割当の払込みを停止条件とする本株式併合に係る議案（第5号議案）及び非公開化に伴う定款の一部変更に係る議案（第6号議案）、取締役及び監査役の選任議案（第7号議案及び第8号議案）を付議いたします。本臨時株主総会に付議される第1号議案を除く議案に係る決議の効力の発生は、それぞれ、本臨時株主総会に付議される第1号議案を除くすべての議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。また、本第三者割当の実行は、本臨時株主総会に付議される第1号議案を除く議案のすべてが原案どおり承認可決されること等を条件としており、また、本株式併合の効力発生は、本第三者割当が実行されることを条件とするものです。

第2号議案 V種優先株式に関する規定の新設等のための定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) V種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてV種優先株式を追加し、V種優先株式に関する規定を追加するとともに、現行定款5条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を変更するものです。
- (2) その他、字句の修正を行うものであります。
- (3) なお、本議案における定款変更の効力の発生は、本定款変更（①-1）及び本定款変更（①-2）のいずれも、第3号議案から第8号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。そして、本定款変更（①-1）については本臨時株主総会終結の時をもって、本定款変更（①-2）は本第三者割当①に係る本新株式73,461,700株が発行されることを条件として、2026年6月19日をもって、効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、会社法第113条第3項第1号によれば、当社のような公開会社が定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができないとされているところ、2026年4月23日現在の当社の発行済株式総数（26,343,900株）を前提とすれば、一度の定款変更で、本第三者割当による本新株式の全部を発行するために必要な発行可能株式総数の増加を行うことはできません。そのため、発行可能株式総数を増加するための定款変更を二度に分けて実施いたします。

具体的には、2026年4月23日現在の当社の発行済株式総数（26,343,900株）の4倍を超えない範囲での本定款変更（①-1）を行い、次に、本第三者割当①に係る本新株式73,461,700株が発行されることを条件として、発行可能株式総数を300,000,000株とする旨の本定款変更（①-2）を行います。本第三者割当②に係る本新株式179,918,590株の発行は、本定款変更（①-2）の効力発生を条件として行われ、本第三者割当①に係る本新株式73,461,700株の発行、本定款変更（①-2）の効力発生及び本第三者割当②に係る本新株式179,918,590株の発行は、全て同日に行われます。

- (1) 本定款変更（①-1）の内容

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>48,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>105,375,600株</u> とする。 2 当社の発行する種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 (1) 普通株式 46,619,710株 (2) V種優先株式 253,380,290株

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>(単元株式数) 第7条 当会社の普通株式の単元株式数は、100株とし、V種優先株式の単元株式数は、100株とする。</p>
<p>【新設】</p>	<p>第2章の2 普通株式及びV種優先株式</p>
<p>【新設】</p>	<p>(<u>残余財産の分配</u>) 第11条の2 当会社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）の分配をするときは、V種優先株式を有する株主またはV種優先株式の登録株式質権者（以下「V種優先株主ら」という。）に対し、普通株式を有する株主及び普通株式の登録株式質権者に先立ち、V種優先株式1株につき、7.1円（ただし、V種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。以下「V種優先残余財産分配額」という。）を、分配する。なお、残余財産の額が、発行済V種優先株式総数（自己株式を除く。以下同じ。）にV種優先残余財産分配額を乗じた額の合計に満たない場合には、V種優先株式1株当たり、当該残余財産の額を発行済V種優先株式総数の合計で除した額と同額を分配する。 2 V種優先株主らに対しては、前項に定めるほか、残余財産の分配は行わない。</p>
<p>【新設】</p>	<p>(<u>議決権</u>) 第11条の3 普通株式を有する株主及びV種優先株式を有する株主は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。</p>
	<p>(<u>種類株主総会の決議を要しない旨の定め</u>) 第11条の4 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない。 2 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項及び第239条第4項その他会社法に規定する一切の事項について、種類株主総会の決議を要しない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
【新設】	<p><u>(種類株主総会への準用)</u></p> <p>第11条の5 第11条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2 第13条、第14条、第16条、第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p>
【新設】	<p><u>(種類株主総会の決議の方法)</u></p> <p>第11条の6 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる種類株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 会社法第324条第2項の定めによる決議及び会社法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる種類株主の議決権の3分の1以上を有する種類株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>
【新設】	<p><u>(V種優先株式の譲渡制限)</u></p> <p>第11条の7 当社のV種優先株式の譲渡による取得については、当社の取締役会の承認を要する。ただし、当社のV種優先株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却または代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者若しくはその子会社・関連会社または担保権者の指定する第三者に対する譲渡によるV種優先株式の取得については、当該承認があったものとみなす。</p>

(2) 本定款変更 (①-2) の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

本 定 款 変 更 (① - 1) の 効 力 発 生 後 の 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>105,375,600株</u>とする。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>300,000,000株</u>とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

第3号議案 第三者割当による募集株式の発行①の件

会社法第199条の規定に基づき、下記1.に記載の理由により、下記2.に記載の概要にて第三者割当による募集株式の発行（以下「本第三者割当①」といい、本第三者割当①により発行される新株式を「本新株式①」といいます。）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案の決議の効力は、第2号議案及び第4号議案から第8号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本臨時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

本第三者割当により割当予定先に対して本新株式が割り当てられた場合、下記「1. 特に有利な金額で募集株式を発行する理由」の「（1）第三者割当による募集株式発行の目的及び理由」の「②本第三者割当を選択した理由」に記載のとおり、本第三者割当に伴う希薄化率は25%以上となり、また、支配株主の異動を伴うことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続が必要となります。そこで、当社は、本議案及び第4号議案において、特別決議をもって本第三者割当について当社の少数株主の皆様の意思確認を併せてお願いするものであります。

さらに、本第三者割当は、大規模な希薄化と支配株主の異動を伴うのみならず、本第三者割当の発行条件が割当予定先に特に有利なものであり、また、当社株式の上場廃止及び本株式併合を実施して当社を完全子会社とすることが予定されていることから、当社の少数株主の皆様へ与える影響の大きさを踏まえて、本第三者割当の必要性及び相当性の検討にあたっては、本第三者割当は、最終的には、本株式併合を通じて当社の完全子会社化を目的とする取引の一環であることも考慮し、検討いたしました。

具体的には、当社は、2026年3月5日付けの当社取締役会決議に基づき、当社の全独立役員（西村憲一氏（当社社外取締役（当時））、松山大耕氏（当社社外取締役）、秋元秀仁氏（当社社外取締役（監査等委員））及び小松慶子氏（当社社外取締役（監査等委員））からなる本独立委員会を設置いたしました。

そして、当社は、本独立委員会に対して、①本第三者割当の必要性、②本第三者割当の相当性及び③その他本独立委員会が必要と認める事項について意見を諮問し、2026年5月17日付けで、①本第三者割当の必要性は認められ、②本第三者割当の相当性は認められ、また、③本第三者割当及びその後に行われる本株式併合による本スクイーズアウトの実施は、当社の企業価値の向上に資するものであると考えられ、また、当社株式が上場廃止になることを前提とすれば、当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の答申書を取得しております。

1.特に有利な金額で募集株式を発行する理由

（1）第三者割当による募集株式発行の目的及び理由

①本第三者割当に至る経緯

上記「第2号議案から第8号議案の上程に至る経緯」をご参照ください。

②本第三者割当を選択した理由

上記「第2号議案から第8号議案の上程に至る経緯」記載のとおり、当社は、スポンサー基本契約締結プレスにて公表したとおり、直近二期にわたり債務超過の状態が継続しており、純資産の抜本的な充実は喫緊の経営課題となっております。また、アレンジャーを株式会社三菱UFJ銀行、参加金融機関を株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行とするシンジケートローンに基づく借入金の約定弁済については2026年3月末までの一時停止に合意いただいたものの、依然として金融機関と締結しているシンジケートローン契約等の財務制限条項（純資産維持や営業赤字の回避等）に抵触した状態のまま総額約65億円に上る借入金が残存しております。かかる状況において、具体的な弁済計画を策定・実行し、金融機関との正常な取引関係を回復するためには、資本性の資金を確実にかつ早期に確保することが不可欠であります。また、当社の2025年12月期においても純資産が負の値（債務超過）となり、当社株式は上場廃止基準に抵触し、上場廃止が見込まれる状況下にあります。

以上のとおり、当社の維持継続という観点からすれば、相応の規模の資本性資金を確実にかつ早期に調達することが最優先の課題であり、そのような前提の下、以下のとおり各資金調達手法を比較検討いたしました。

（ア）金融機関からの借入れ及び社債の発行

借入れ又は社債の発行による資金調達は、調達した資金が全額負債となるため、現時点でも財務制限条項に抵触している当社の財務健全性をさらに悪化させることとなり、根本的な解決策とはなりません。また、当社が現に債務超過の状態にあり、かつ既存借入金についても約定弁済の一時停止を余儀なくされている状況において、追加の借入れに応じる金融機関が存在することは期待し難く、社債についても引受けを行う者を確保できる見込みが立たない状況にあります。加えて、当社が本第三者割当において目的とするのは、財務制限条項に抵触した借入債務を圧縮し、毀損した純資産を回復させることにあるため、新たな負債を生じさせる負債性の資金調達はその目的に本質的に適合せず、これらの理由から、借入れ及び社債による資金調達は、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

（イ）公募増資

上場廃止が予定されている状況下においては、公募増資に対する需要を引き出すこと自体が困難であり、資金調達自体の実現性という観点から、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

（ウ）株主割当増資

株主割当増資は、既存株主の持分割合が希薄化しないという点でメリットがありますが、株主が新株の引受けに応じるか否かは各株主の判断に委ねられるところ、上場廃止が予定されている状況下においては、株主による新株の引受けはほぼ期待できず、資金調達自体の実現性という観点から、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(エ) 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オフアリング）

いわゆるライツ・オフアリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型と、新株予約権の行使を株主の判断に委ねるノンコミットメント型があります。コミットメント型については、上場廃止が見込まれる当社の状況において引受証券会社の確保が困難であることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型については、当社は最近2年間に於いて経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないことから、現時点においてこれを実施することができない状況にあります。

(オ) 転換社債型新株予約権付社債（CB・MSCB）の発行

転換社債型新株予約権付社債（CB）は、負債性資金の調達と将来の資本増強を組み合わせた手法ですが、転換価額が固定されたCBは株価が転換価額を上回らない限り転換が進捗せず、当社のような株価水準・財務状況においては資本増強という目的を達成できない可能性が高いと考えられます。また、転換価額が株価に連動して修正されるいわゆるMSCBは、転換完了までに交付される株式総数が確定しないため株価への影響が大きく、既存株主の利益を害するおそれがあります。さらに、いずれのCBも調達資金が当初は負債として計上されることから、財務制限条項に抵触している当社の現状においては財務指標のさらなる悪化を招くこととなり、当社が優先すべき純資産の充実という目的に沿うものではなく、これらの理由から、CBの発行は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

第三者割当増資は、特定の割当先との交渉を通じて発行条件・調達金額を確定させることができるため、当社のように確実性をもって一定規模の資金を調達する必要がある場合に最も適合した手法であります。また、資本性の資金調達であることから、調達資金が純資産の充実と直結し、財務制限条項への対応及び弁済計画の実行という当社の喫緊の課題に直接的に応えるものでもあります。

また、上記「第2号議案から第8号議案の上程に至る経緯」のとおり、当社は、J-INCの提案条件の妥当性を客観的に担保し、上場廃止に至る経過に透明性を確保することを目的として、当社が希望する時間軸のなかで、その喫緊の課題に直接的に応える具体的な比較案を募集する期間を設け、第三者から真摯かつ具体的な提案があった場合には、これを誠実に検討する旨を公表したものの、2026年4月21日15時を期限とする当該募集期間内において、法的拘束力のあるJ-INCの提案条件に代わる具体的な提案を受けるに至りませんでした。かかる経過に照らせば、第三者割当による資金調達に代わる具体的かつ現実的な方法は存在せず、本第三者割当は、現時点において当社がとり得る最善の選択肢であるとの判断に至りました。

本第三者割当により割当予定先に対して本新株式が割り当てられた場合、割当予定先が有することとなる議決権総数は2,533,802個であり、その場合の当社の総議決権数（2026年4月23日現在の当社の総議決権数（258,494

個)に当該議決権数を加えた数である2,792,296個)に対する割合は980.22%となり、割当予定先は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当いたします。

この点に関して、2026年5月17日から18日にかけて開催された取締役会において、当社の取締役監査等委員3名(うち社外取締役監査等委員2名)は、当社の現在の財務状態と資金繰りを含めた今後の見通しを踏まえると、割当予定先に対する本第三者割当によって資本調達を行い、本完全子会社化取引を通じたスポンサー支援を受けることは、現在の当社の存亡にかかわる取引であると考えられ、本第三者割当における払込金額及び本株式併合に伴う端数処理を通じて当社の少数株主に支払われる金額は、2026年3月30日の終値に対してディスカウントとなる価格であるものの、①その目的は、当社が今回の資金調達により調達した資金を借入金の弁済(詳細は、当社が2026年5月18日付けで公表した「AVA3 HD 株式会社との間の最終契約締結についてのお知らせ」の「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な使途」をご参照ください。)に充当することにより当社の財務状況を改善し、事業基盤を強化・拡大させ、以て当社の企業価値向上を図ることにあること、また、②本第三者割当及びその後の本株式併合を通じた本完全子会社化取引を行った場合と行わなかった場合に株主が保有する当社株式の価値がどのように変遷するのかの想定を踏まえれば、株主共同の利益を(株主が保有する株式について、例えば1円といった価値とするのではなく本スクイーズアウト価格の限度において確保することができるという限度において)確保するという観点にも資すると考えられること、③払込金額はビヨンドアーチパートナーズ株式会社(以下「BAP」といいます。)から本独立委員会を通じて提出を受けた2026年3月31日付け「株式価値算定書」(以下「本株式価値算定書」といいます。)に記載されている当社普通株式のDCF法(永久成長率法)を用いた価値算定結果の下限を下回る水準にあるものの、(i)当社は債務超過状態にあり、かつ、スポンサー基本契約締結プレスの公表以降、(a)既に一定の既存顧客からの信用も低下しつつあることに加えて、新規顧客からの要求条件が厳しくなり、新規顧客との商談設定にも影響が生じつつあること、(b)従業員内にも動揺が広がっており、これ以上長きにわたり不安定な企業経営を継続した場合には具体的な影響となって当社の事業運営に影響を及ぼすことが想定されることなどの状況にあり、これ以上財務状況が改善されずに不確定要素を抱え続けることは、深刻な事業毀損が生じる可能性が高く、仮に本第三者割当による資金調達が実現しなければ、株式価値算定の前提となる事業計画は実現できない蓋然性が高まっていること、また、(ii)BAPによる価値算定は、当社では現時点では具体的に何らかの影響が生じ得るとは考えていないものの、仮に米国のTENをめぐる動向により当社の財務にマイナスの影響のある事象が生じた場合には、当社の株式価値の算定にもその影響を加味することが考えられる一方で、当該影響を定量的に把握することは困難であることからすれば、J-INCの最終的な提案に係る条件(本第三者割当及び本株式併合の条件)の評価にあたってBAPの価値算定結果を参照する文脈では、かかる前提を踏まえた上で参考とするのが妥当であると考えられ、その算定結果レンジの中に位置づけられる価格か否かが必ずしも決定的な意味をもつものではないこと、④J-INCとの間でスポンサー基本契約を締結後もマーケット・チェックを実施したものの、当社が定めた期限までに、J-INCの提案条件に代わる具体的な提案がなかったこと、また、当社の足元の財務状況を改善するための具体的かつ現実的な方法が本第三者割当による資金調達のほかに存在しないこと、⑤少なくとも、スポンサー基本契約締結

プレスにおいて公表した40円のスクイーズアウト価格を維持することができる第三者割当の価格が採用されることが対市場・対株主の観点からは明らかに好ましいものの、①～④の各状況に鑑みれば、J-INCの提案を絶対評価せざるを得ないこと（J-INC以外の引受先はもちろん、J-INCからも最終提案を超える条件での提案を具体的かつ確実性ある形で受けることが現実的に考え難い状況にあること）、⑥発行する株式の内容及び発行価格以外の発行条件についても、当社の説明を踏まえ、岡田・今西・山本法律事務所及びTMIによる専門的な助言を得ながら契約交渉を行ったものであり、J-INCとの契約交渉のプロセスに関してその公正性を疑わせるべき事情は見当たらず、払込金額は、真実、J-INCとの間で真摯な協議及び交渉を行って最終的に得られた結果であること、⑦払込金額は市場株価に対して10%以上のディスカウント率となり、日本証券業協会が定める「第三者割当増資の取扱いに関する方針」に照らし、本第三者割当は、会社法199条3項に定めるJ-INCにとって特に有利な金額による募集株式の発行に該当することは確実であり、したがって株主総会決議に基づき承認及び実行されるべきものであること（また、当該臨時株主総会においてJ-INCは議決権を有しないこと）から、本第三者割当の条件は、それが株主総会により承認される場合には一定の合理性を持ったものであると考えられること、これらの点に鑑みると、本第三者割当及び本株式併合を通じた本完全子会社化取引は、当社にとって必要かつ相当な取引であると認められ、また、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する割当予定先に対する本第三者割当には一定の合理性が認められる旨の意見を表明しております。なお、取締役会の判断と異なる社外取締役の意見はありません。

（２）発行条件等の合理性

①払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式の払込金額（以下「本払込金額」といいます。）は、スポンサー基本契約締結プレスの公表日である2026年3月31日の前営業日である2026年3月30日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下「終値」といいます。）121円に対しては、94.13%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウントの数値（％）において同じとします。）のディスカウント、スポンサー基本契約締結プレスの公表日の直前1か月間（2026年2月28日から2026年3月30日まで）の終値の平均123円（円未満四捨五入。以下、終値の平均値の計算において同じとします。）に対して94.23%のディスカウント、同直前3か月間（2025年12月31日から2026年3月30日まで）の終値の平均137円に対して94.82%のディスカウントとなります（なお、2026年3月31日のスポンサー基本契約締結プレス等の公表以降、当社の市場株価は公表前の市場株価を大幅に下回る水準で推移しており、その下落後の市場株価をもって本第三者割当の払込金額の合理性を判断することは適切ではないとの考えの下、当該公表の前営業日を基準日としてディスカウントの水準を検討しています。）。

また、本独立委員会独自のJ-INC及び割当予定先から独立した第三者算定機関であるBAPに対して本独立委員会を通じて当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、2026年3月31日付けで本株式価値算定書を取得しています。

BAPが当社普通株式の株式価値の算定は、DCF法（永久成長率法）を採用して行われていますが、DCF法（永久

成長率法)を採用した理由は以下のとおりです。

まず、①市場株価平均法は、対象会社の一定期間の市場株価の平均値により株式価値を算定する手法であり、当該株価に影響を与える重要事実が市場に十分織り込まれている限りにおいて客観的な指標となり得るものの、現在の当社の市場株価は、当社の将来収益の現在価値や足元の財務状況を十分に織り込んでおらず、実態に対して過大に評価されている可能性があるため、採用しないものと説明されています。

次に、②類似会社比較法は、類似上場会社の市場マルチプルを当社に適用することで株式価値を算定する手法ですが、当社の足元の財務状況その他の個別事情に鑑みますと、一般的な類似上場会社のマルチプルを画一的に適用しても当社の実態を適切に反映しない可能性があるため、採用しないものと説明されています。

さらに、③修正純資産法は、資産及び負債を個別に時価評価して株式価値を算定する手法ですが、将来の収益性やキャッシュ・フローを反映しないため、継続事業体としての企業価値評価には適さないことから、採用しないものと説明されています。

一方、当社普通株式の株式価値の算定に採用されているDCF法については、対象会社が生み出す将来のキャッシュ・フローを、加重平均資本コスト(WACC)で現在価値に割り引いて事業価値を算定し、さらに事業価値からネット有利子負債等を差し引くことで対象会社の株式価値を算定する手法であり、事業を継続事業体として評価する手法として、将来の事業活動の見通しを価値に織り込むことが可能である点に特徴を有することから、事業会社の価値算定において広く一般的に用いられている手法であると考えられており、本株式価値算定書においては、当社がBAPに提出した事業計画等を検討し、算定基準日時点での当該事業計画を前提とした将来のキャッシュ・フローに基づき、DCF法により当社普通株式の価値算定を行うものと説明されております。

なお、当該事業計画は、2026年12月期から2028年12月期までの3ヶ年計画であり、当社が策定した中期事業計画の計画期間と一致することから、同期間を財務予測の対象期間として採用しております。また、当該事業計画は、本件の実施を前提として策定されたものではなく、当社が通常の事業運営を継続することを前提として策定したものであります。ただし、当社は現時点において債務超過の状態にあり、本件が実施されない場合には、金融機関・取引先等との関係悪化等、当社の事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があることから、当該事業計画はかかるリスクが顕在化しないことを前提とするものであります。

DCF法を用いて当社普通株式の価値算定を行うに当たっては、本独立委員会にて十分に審議の上、2026年2月3日付けで本独立委員会が承認した事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、当社が2026年12月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値を評価し、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲は、21円から48円と算定されています。なお、割引率は、当社の企業規模等を勘案した上でサイズリスク・プレミアムを加味した上で、加重平均資本コスト(WACC)である11.95%~12.45%を採用しております。また、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を日本の長期名目経済成長率の予測値を参照し、0.875%~1.125%としています。さらに、継続価値の算定に用いる継続期間のフリー・キャッシュ・フローについては、事業計画の最終

事業年度である2028年12月期における設備投資額に100百万円を加算した水準の設備投資を前提として算定しております。これらを踏まえ、現在価値の割引前の2028年12月時点の継続価値の範囲は、4,870百万円から5,597百万円と算定しております。なお、当社が有する税務上の繰越欠損金に係る税効果を算定し、これを現在価値に割り引いた金額を株式価値算定に反映しております。

当該事業計画は、過去の実績や足元の収益状況、当社を取り巻く事業環境等を踏まえ、各項目において合理的な前提を設定の上、当初MBO提案並びに本第三者割当及びその後の本株式併合の検討を目的に当社が作成したものです。なお、当該財務予測においては、対前年度比較において大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいない事業年度は含まれておりません。

BAPが、DCF法（永久成長率法）の算定の前提とした当社の財務予測の具体的な数値は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2026年12月期	2027年12月期	2028年12月期
売上高	9,707	10,148	10,711
Gross Profit	5,195	5,478	5,842
EBIT (のれん控除前)	177	351	618
EBIT (のれん控除後)	54	228	495
EBITDA	1,207	1,352	1,564
フリー・キャッシュ・フロー	564	708	732

なお、継続価値の算定手法には永久成長率法のほかマルチプル法もございますが、マルチプル法は計画最終年度の利益水準に業界の市場マルチプルを適用する手法であるところ、類似会社比較法と同様の理由により、当社の実態を適切に反映しない可能性があるため、永久成長率法を採用するものと説明されています。

以上のBAPによるDCF法（永久成長率法）を用いた価値算定結果によれば、当社普通株式の価値は21円から48円（中央値35円）であり、J-INCが最終提案で提示する7.1円は、算定レンジの下限（21円）を下回る水準にあります。

しかしながら、上記「②本第三者割当を選択した理由」の③記載のとおり、仮に本第三者割当による資金調達を通じた財務状況の改善が実現しなければ、株式価値算定の前提となる事業計画は実現できない蓋然性が高まっていること、また、当社では現時点では具体的に何らかの影響が生じ得るとは考えていないものの、仮に米国のTENをめぐる動向により当社の財務にマイナスの影響のある事象が生じた場合には、当社の株式価値の算定にもその影響を加味することが考えられる一方で、当該影響を定量的に把握することは困難であることなどからすれば、J-INCの最終的な提案に係る条件（本第三者割当及び本株式併合の条件）の評価にあたってBAPの価値算定結果を参照する文脈では、

これらの前提を踏まえた上で参考とするのが妥当であると考えられ、その算定結果レンジの中に位置づけられる価格か否かが必ずしも決定的な意味をもつものではないと考えられます。また、J-INCとの間でスポンサー基本契約を締結後もマーケット・チェックを実施したものの、当社が定めた期限までに、J-INCの提案条件に代わる具体的な提案がなかったことに加えて、2026年3月31日の本件公表後も金融機関、J-INC及び当社間で連日真摯に交渉を継続して最終的に得られた条件であり、財務的に困難な状況にある現状では、J-INCをパートナーとした経営再建の取り組みが実現しなかった場合には更なる経営上の困難が生じる蓋然性が高いという意味において、やむにやまれぬ選択としては合理性が認められ得ることをも踏まえれば、本払込金額は、一定の合理性を持った価格であると判断しております。

もっとも、かかる払込金額は、2026年3月30日の終値に対してディスカウントとなるものであるため、割当予定先に特に有利な金額に該当するものとして、本臨時株主総会において特別決議による承認を受けることを、本第三者割当による本新株式の発行の条件といたしました。

②発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

上記「1.特に有利な金額で募集株式を発行する理由」の「(1)第三者割当による募集株式発行の目的及び理由」の「②本第三者割当を選択した理由」記載のとおり、本第三者割当により新規に発行される株式数は253,380,290株（議決権数2,533,802個）となり、2026年4月23日現在の当社の発行済株式総数26,343,900株に対する比率は961.82%、2026年4月23日現在の当社の議決権総数258,494個に対する比率は980.22%に相当することとなります。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、本第三者割当はいわゆる大規模な第三者割当に該当します。

当社は、本第三者割当に伴う希薄化率が大規模な第三者割当に該当する規模となる点について検討し、上記「第2号議案から第8号議案の上程に至る経緯」記載のとおり、今後の当社の企業価値向上に必要な資金を確保すべき必要性等に鑑み、本件規模の第三者割当を実施することの必要性は認められると判断しております。

そして、当社株主にとっては、上記のような市場株価に対してディスカウントとなる価格で本スクイーズアウトされることとなる上、その前段として大規模な希薄化が生じることになり、痛みを伴うものであることは明白であるものの、財務基盤の改善は当社の喫緊かつ重大な経営課題であり、当社事業の継続のために資金調達を行う必要があること、また、本第三者割当及びその後の本スクイーズアウトを行わなかった場合には、当社株式の市場株価は、現在の市場株価よりも更に低い額に下落することが予想されることを踏まえれば、株主共同の利益を（株主が保有する株式について、全くの無価値とするのではなく本スクイーズアウト価格の限度において確保することができるという限度において）確保するという観点にも一定資すると考えられることから、本第三者割当は、合理的な資金需要の下、必要な範囲内の希薄化で行われるものであると判断しております。

なお、希薄化率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定は、当該第三者割当の目的、割当対象者の属性、発行可能株式総数の変更に係る手続の実施状況その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するお

それが少ないと東京証券取引所が認める場合を除き、上場廃止基準に該当するとされております。当社としては、上記の必要性及び目的から、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。また、2026年4月30日付け「2025年12月期有価証券報告書の提出完了と当社株式の上場廃止の決定及び整理銘柄への指定に関するお知らせ」のとおり、2026年4月30日付けで、東京証券取引所より、当社株式を整理銘柄に指定し、2026年7月1日付けで上場廃止とする旨の通知を受領しているところ、本第三者割当及び本株式併合の実施にかかわらず、当社株式は2026年7月1日付けで上場廃止となることが予定されており、本第三者割当及びその後の本スウィーズアウトを行わなかった場合には、当社株式の市場株価は、現在の市場株価よりも更に低い額に下落することが予想されることを踏まえれば、株主共同の利益を（株主が保有する株式について、全くの無価値とするのではなく本スウィーズアウト価格の限度において確保することができるという限度において）確保するという観点にも資すると考えられることから当社の少数株主の皆様にとって最善の条件であり、本第三者割当は株主及び投資者の利益を侵害するおそれの少ない場合に該当し、希薄化率が300%を超えることを理由としては上場廃止基準には該当しないものと考えております。

2. 本新株式①の発行概要

① 募集株式の種類及び数	V種優先株式73,461,700株
② 払込金額	1株につき金7.1円
③ 払込金額の総額	521,578,070円
④ 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 260,789,035円 増加する資本準備金の額 260,789,035円
⑤ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 (AVA3 HD株式会社)
⑥ 払込期日	2026年6月19日
⑦ その他	本臨時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項に規定する特定引受人への募集株式の割当に関する株主総会決議による承認を兼ねるものであります。 なお、特定引受人となる割当予定先は本臨時株主総会で議決権は有しません。

(注) 本第三者割当①及び本第三者割当②は同日に実行されることが予定されており、一方のみが実行されることはありません。

第4号議案 第三者割当による募集株式の発行②の件

会社法第199条の規定に基づき、下記1.に記載の理由により、下記2.に記載の概要にて第三者割当による募集株式の発行（以下「本第三者割当②」といい、本第三者割当②により発行される新株式を「本新株式②」といいます。）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、第3号議案に記載の理由により、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて、第3号議案及び本議案についての株主の皆様の意思確認を併せてお願いするものであります。

本議案の決議の効力は、第2号議案及び第3号議案、第5号議案から第8号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本臨時株主総会終結の時をもって効力が発生するものとしたします。

1.特に有利な金額で募集株式を発行する理由

「第3号議案 第三者割当による募集株式の発行①の件」の「1.特に有利な金額で募集株式を発行する理由」に記載のとおりです。

2.本新株式②の発行概要

① 募集株式の種類及び数	V種優先株式179,918,590株
② 払込金額	1株につき金7.1円
③ 払込金額の総額	1,277,421,989円
④ 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 638,710,995円 増加する資本準備金の額 638,710,994円
⑤ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 (AVA3 HD株式会社)
⑥ 払込期日	2026年6月19日
⑦ その他	本臨時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項に規定する特定引受人への募集株式の割当てに関する株主総会決議による承認を兼ねるものであります。 なお、特定引受人となる割当予定先は本臨時株主総会で議決権は有しません。

(注) 本第三者割当①及び本第三者割当②は同日に実行されることが予定されており、一方のみが実行されることはありません。

第5号議案 株式併合の件

当社の株主を割当予定先のみとするために、本株式併合を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案の決議の効力は、第2号議案から第4号議案、第6号議案から第8号議案が原案どおり承認可決されること及び本第三者割当に係る本新株式がすべて発行されることを条件として、効力が発生するものといたします。

1. 株式併合を行う理由

上記第3号議案の「1.特に有利な金額で募集株式を発行する理由」の「(1) 第三者割当による募集株式発行の目的及び理由」に記載のとおり、本第三者割当を行うとともに本株式併合を実施することが最善の選択肢であるとの判断に至りました。

そこで、当社は、上記のとおり、2026年5月17日から18日にかけて開催の取締役会において本第三者割当を決議し、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを前提に、本第三者割当に係る本新株式の払込みを条件に、当社の株主を割当予定先のみとするために、本株式併合を実施することといたしました。

本株式併合により、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様の保有する当社普通株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項

(1) 併合の割合

当社普通株式について6,469,357株を1株に、V種優先株式について6,469,357株を1株に併合いたします。

(2) 株式の併合がその効力を生ずる日

2026年7月13日

(3) 併合する株式の種類

普通株式及びV種優先株式

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

172株

3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

会社法第298条第1項に基づき本臨時株主総会の招集の決定をした日における会社法第180条第2項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項は、以下のとおりです。

本株式併合における併合する株式の種類及び併合の割合は、当社普通株式について6,469,357株を1株に、V種優先株式について6,469,357株を1株に併合するものです。本株式併合は、当社の株主を割当予定先のみとするを目的として行われるものであること、本第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであること、並びに下記の各事項から、本株式併合における併合する株式の種類及び併合の割合は相当であると判断しております。

(1) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

本完全子会社化取引においては、割当予定先は本件第三者割当の払込み前の時点では当社の親会社等に該当しませんが、当社は、割当予定先が本件第三者割当を含む本完全子会社化取引を通じて当社の株主を割当予定先のみとすることを企図していることを考慮して、当社の株主の皆様への影響に配慮し、本完全子会社化取引の公正性の担保、本完全子会社化取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本完全子会社化取引の公正性を担保するため、下記に記載の措置を実施いたしました。

①当社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

第3号議案における「1.特に有利な金額で募集株式を発行する理由」の「(2)発行条件等の合理性」の「①払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、本独立委員会は、本諮問事項の検討を行うにあたり、第三者算定機関であるBAPに対して、当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、BAPから本株式価値算定書を取得しております。算定の概要については、第3号議案における「1.特に有利な金額で募集株式を発行する理由」の「(2)発行条件等の合理性」の「①払込金額の算定根拠及びその具体的内容」をご参照ください。

②当社における当社の経営者並びにJ-INC及び割当予定先からの独立性が認められる者からの意見の取得

上記第3号議案に記載のとおり、当社は、いずれも当社の独立役員であり、当社の経営陣並びにJ-INC及び割当予定先から一定程度独立した者である西村憲一氏（当社社外取締役（当時））、松山大耕氏（当社社外取締役）、秋元秀仁氏（当社社外取締役（監査等委員））及び小松慶子氏（当社社外取締役（監査等委員））の4名によって構成される本独立委員会を設置し、①本第三者割当の必要性、②本第三者割当の相当性及び③その他本独立委員会が必要と認める事項について意見を諮問し、2026年5月17日付けで、①本第三者割当の必要性は認められ、②本第三者割当の相当性は認められ、また、③本第三者割当及びその後に行われる本株式併合による本スクイーズアウトの実施は、当社の企業価値の向上に資するものであると考えられ、また、当社株式が上場廃止になることを前提とすれば、当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の答申書を取得しております。

③マーケット・チェックの実施

当社は、上記「第2号議案から第8号議案の上程に至る経緯」のとおり、J-INCとの間でスポンサー基本契約を締結後にマーケット・チェックを実施したものの、当社が定めた期限までに、J-INCの提案条件に代わる具体的な提案はございませんでした。

④当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、リーガル・アドバイザーとして、TMIを選定し、同事務所より、本第三者割当及び本完全子会社化取引の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、TMIは、当社並びにJ-INC及び割当予定先から独立しており、当社並びにJ-INC及び割当予定先との間に重要な利害関係を有していません。また、TMIの報酬は、本第三者割当及び本完全子会社化取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本第三者割当及び本完全子会社化取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

⑤本独立委員会における独立した法律事務所からの助言

本独立委員会は、独自のリーガル・アドバイザーとして、岡田・今西・山本法律事務所を選定し、同事務所より、本第三者割当及び本完全子会社化取引の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受け

ております。なお、岡田・今西・山本法律事務所は、当社並びにJ-INC及び割当予定先から独立しており、当社並びにJ-INC及び割当予定先との間に重要な利害関係を有しておりません。また、岡田・今西・山本法律事務所の報酬は、本第三者割当及び本完全子会社化取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本第三者割当及び本完全子会社化取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

⑥当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）の承認

2026年5月17日から18日にかけて開催の取締役会においては、特別の利害関係を有しない7名が出席し、その全会一致により上記決議を行っております。

(2) 会社法第235条の規定により1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該端数処理の方法に関する事項

①会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合により、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様が所有する当社普通株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法については、その合計数（会社法235条1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、同法235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却によって得られた代金を少数株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、会社法235条2項の準用する同法234条2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社普通株式を割当予定先に売却することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合前に少数株主の皆様が所有する当社普通株式の数に、10円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

②売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称
AVA3HD株式会社

③売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

当社は、本割当予定先の資金等の状況について、J-INCより、割当予定先は、割当予定先の株主であるAvant Fund Cayman, LP（以下「本ファンド」といいます。）から第三者割当の方法により本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いのための資金を用意する旨、及び、本ファンドは本ファンドの投資家に対するキャピタル・コールにより、割当予定先に対する出資に必要な資金を用意する旨の説明を受けております。

また、当社は、J-INCから、①本ファンドがキャピタル・コールにより確保可能な金額の残高が端数相当株式の売却代金の支払いに要する資金を上回っていること、並びに、②本ファンドのジェネラルパートナー及びリミテッドパートナーとの間で締結済みのLimited Partnership Agreementに従い、本ファンドの投資家は、キャピタル・コールを受けた場合には出資を行うことが義務づけられていることを確認できる書面を取得し、当社はその写しを受

領することにより確認するとともに、J-INCに対するヒアリングにより同様の説明を受けていることから、当社としては、割当予定先は端数相当株式の売却代金の支払いのための資金を調達可能であり、割当予定先による端数相当株式の売却代金の支払いに関して確実性に問題はないものと判断しております。したがって、端数相当株式の売却代金の支払いに要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

④売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合効力発生日後速やかに、会社法235条2項の準用する同法234条2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社普通株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、本株式併合効力発生日から1か月程度を目途に当該当社普通株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を少数株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、本株式併合効力発生日から2か月程度を目途に当該売却代金を少数株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社普通株式の売却が行われ、また、当該売却代金の少数株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合効力発生日の前営業日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された少数株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

(3) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

本スクイーズアウト価格は、少数株主の皆様が所有する当社普通株式の数に、10円を乗じた金額に設定することを予定しております。この金額は、スポンサー基本契約締結プレスを公表した2026年3月31日の前営業日である2026年3月30日の終値121円に対しては91.74%のディスカウントとなります。しかしながら、本スクイーズアウト価格は、①二期連続債務超過を理由として上場廃止となった事例を踏まえると、当社においても、漫然と上場廃止に至った場合には、当社株式の市場株価は、現在の市場株価よりも更に低い額に下落することが予想される状況にあること、②仮に本スクイーズアウトが実行できない場合には、非上場の公開会社であり1万6,000人規模の株主を有している状態に至るところ、わが国においてそのような状況に至った会社の例はほとんど見当たらず、どのような結果に至るのかが全く見通せないこと、③当社は債務超過状態にあり、かつ、スポンサー基本契約締結プレスの公表以降、既に一定の既存顧客からの信用も低下しつつあることに加えて、新規顧客からの要求条件が厳しくなり、新規顧客との商談設定にも影響が生じつつあること、また従業員内にも動揺が拡がっており、これ以上長きにわたり不安定な企業経営を継続した場合には具体的な影響となって当社の事業運営に影響を及ぼすことが想定されることなどの状況にあり、これ以上財務状況が改善されずに不確定要素を抱え続けることは、深刻な事業毀損を生じさせる可能性が高いこと、④J-INCとの間でスポンサー基本契約を締結後もマーケット・チェックを実施したものの、当社が定めた期限までにJ-INCの提案条件に代わる具体的な提案がなかったこと、⑤スポンサー基本契約締結プレスにおいて公表した40円のスクイーズアウト価格を維持することができるのであれば、対市場・対株主の観点からは明らかに好ましいものの、①～④の各状況に鑑みれば、J-INCの提案を絶対評価せざるを得ないこと（J-INC以外の引受先はもちろん、J-INCからも最終提案を超える条件での提案を具体的かつ確実性ある形で受けることが現実的に考え難い状況にあること）に照らし、企業存続の観点からのやむにやまれぬ選択としては合理性が認められ得ること、⑥本スクイーズアウトについても、当社の説明を踏まえ、岡田・今西・山本法律事務所及びTMIによる専門的な助言を得ながら契約交渉を行ったものであり、本答申までの過程におけるJ-INCとの契約交渉のプロセスに関してもその公正性を疑わせるべき事情は見当たらず、本スクイーズアウト価格は、真実、J-INCとの間で真摯な協議

及び交渉を行って最終的に得られた結果であること、そして、⑦本スクイーズアウトもJ-INCが議決権を有しない株主総会の特別決議に基づき承認された場合に実行されるものであること、を踏まえれば、当社及び当社の少数株主の皆様にとって相当なものであると判断しております。

以上により、当社は、本スクイーズアウト価格（10円）については、相当であると判断しております。

4.当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、2026年5月17日から18日にかけて開催の取締役会において、AVA3HD株式会社を割当先とする第三者割当による本新株式の発行を実施することを決議いたしました。

また、当社は、2026年5月17日から18日にかけて開催の取締役会において、当社の株主を割当予定先のみとするために、本第三者割当の実行後において、当社普通株式6,469,357株を1株に、V種優先株式について6,469,357株を1株に併合し、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様に対し、1株当たり10円の金銭を交付することについて決議いたしました。

第6号議案 非公開化に伴う定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 第5議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は172株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）を変更するものであります。
- (2) また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済普通株式総数は4株となり、当社の発行済V種優先株式総数は39株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) さらに、当社は、会社法上の大会社に該当しないものの、本日現在、東京証券取引所プライム市場に株式を上場しているため、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、会計監査人を設置しております。一方、上場を廃止した場合には、会計監査人を設置する必要がなくなることから、当社普通株式の東京証券取引所における上場が廃止されることを条件として、監査等委員会及び会計監査人に係る各条項を削除又は変更するとともに、監査役を設置し、これらの変更に伴う条数の繰り上げその他所要の規定を設けること等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。なお、本定款変更は、第2号議案から第5号議案及び第7号議案から第8号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日と同日に効力が発生するものいたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

第2号議案の効力発生後の定款	変 更 案
(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>300,000,000</u> 株とする。 2 当社の発行する種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 (1) 普通株式 <u>46,619,710</u> 株 (2) V種優先株式 <u>253,380,290</u> 株	(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>172</u> 株とする。 2 当社の発行する種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 (1) 普通株式 <u>16</u> 株 (2) V種優先株式 <u>156</u> 株

第2号議案の効力発生後の定款	変 更 案
<p><u>(自己の株式の取得)</u> 第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>	<p>【削除】</p>
<p><u>(単元株式数)</u> 第7条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、V種優先株式の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>【削除】</p>
<p><u>(単元未満株式についての権利)</u> 第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>【削除】</p>
<p><u>(株主名簿管理人)</u> 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役により選定し、公告する。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>【削除】</p>
<p><u>(株式取扱規程)</u> 第10条 当社の株主権利行使の手続き、その他株式に関する取扱いについては、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第6条 当社の株主権利行使の手続き、その他株式に関する取扱いについては、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第11条 (条文省略)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p>

第2号議案の効力発生後の定款	変 更 案
<p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</p>	<p>(招集)</p> <p>第8条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">【削除】</p>
<p>第13条～第16条 (条文省略)</p>	<p>第9条～第12条 (現行どおり)</p>
<p>(電子提供措置)</p> <p>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>	<p style="text-align: center;">【削除】</p>
<p>第18条 (条文省略)</p>	<p>第13条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第14条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第15条 取締役は、株主総会の決議によって、選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>第21条 (条文省略)</p>	<p>第16条 (現行どおり)</p>

第2号議案の効力発生後の定款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第22条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3 増員により、または補欠として選任された取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、他の在任取締役(監査等委員であるものを除く。)の残任期間と同一とする。</u> <u>4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期) 第17条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 【削除】 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。 【削除】</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。 2 (条文省略) 3 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第18条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2 (現行どおり) 3 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第19条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第20条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第21条 (現行どおり)</p>

第2号議案の効力発生後の定款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第22条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した<u>取締役及び監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>	<p>【削除】</p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第24条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第31条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査等委員会</p>	<p>第5章 監査役</p>
<p><u>(監査等委員会の設置)</u> 第32条 当社は、監査等委員会を置く。</p>	<p>【削除】</p>
<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。</p>	<p>【削除】</p>
<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。</p>	<p>【削除】</p>
<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> 第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>【削除】</p>

第2号議案の効力発生後の定款	変 更 案
<p><u>(監査等委員会規程)</u> 第36条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>【新設】</p>	<p><u>(監査役の設置及び員数)</u> 第26条 <u>当社は、監査役を置き、監査役の員数は1名以上とする。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p><u>(監査役の選任)</u> 第27条 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p><u>(監査役の解任)</u> 第28条 <u>監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p><u>(監査役の任期)</u> 第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第30条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>【新設】</p>	<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第31条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2 <u>当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>

第2号議案の効力発生後の定款	変 更 案
第6章 会計監査人	【削除】
<u>(会計監査人の設置)</u> 第37条 当社は、 <u>会計監査人を置く。</u>	【削除】
<u>(会計監査人の選任)</u> 第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。	【削除】
<u>(会計監査人の任期)</u> 第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、その定時株主総会において再任されたものとみなす。	【削除】
<u>(会計監査人の報酬等)</u> 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。	【削除】
<u>(会計監査人の責任限定)</u> 第41条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	【削除】
第7章 計算	第6章 計算
第42条～第45条 (条文省略)	第32条～第35条 (現行どおり)

第2号議案の効力発生後の定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>(取締役及び監査役の報酬等)</p> <p>第1条 第24条及び第30条の定めにかかわらず、当社の第27期定時株主総会終結の時までの取締役及び監査役の報酬等の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 取締役の報酬等の総額は、1事業年度につき300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とする。</p> <p>(2) 監査役の報酬等の総額は、1事業年度につき30百万円以内とする。</p> <p>(附則の削除)</p> <p>第2条 本附則は、当社の第27期定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。</p>

第7号議案 取締役3名選任の件

第2号議案から第8号議案が原案どおり承認可決され、当社普通株式の東京証券取引所における上場が廃止されることを条件として、当社は、第5号議案の株式併合が効力を生ずる日（2026年7月13日）付けで、監査等委員会設置会社を置く旨の定款の定めを廃止する旨の定款変更を行います。当該定款変更の効力発生の時をもって、取締役全員（7名）は、任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

本議案の決議の効力は、第2号議案から第6号議案及び第8号議案が原案どおり承認可決され、当社普通株式の東京証券取引所における上場が廃止されること、監査等委員会設置会社を置く旨の定款の定めを廃止する旨の定款変更の効力が生じることを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当	
1	ました なおあき 間下 直晃	取締役会長	再任	
2	みずたに じゅん 水谷 潤	代表取締役社長	CEO (Chief Executive Officer)	再任
3	やまもと かずき 山本 一輝	取締役	CFO (Chief Financial Officer)	再任

候補者
番号

1



再任

ました なお あき
間下 直晃 (1977年12月2日生) 所有する当社の株式数 … 3,592,347株

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年10月	(株)アイキューブインターネット (2006年3月に当社と合併により消滅) 設立 同社代表取締役社長	2021年6月	Xyvid, Inc. (現 TEN Events, Inc.) Director
2004年1月	(株)アイキューブブロードコミュニケーション (現 当社) 代表取締役社長・CEO	2022年3月	当社代表取締役会長・グループCEO
2015年10月	(株)アイキューブロボティクス・ジャパン (現 (株)センシンロボティクス) 取締役 (現任)	2022年9月	(株)MICIN 社外取締役 (現任)
2015年10月	Wizlearn Technologies Pte. Ltd. Director (現任)	2022年11月	Charge Plus Japan (株) (現 (株)ミリオス) 代表取締役社長
2018年11月	(株)センシンロボティクス 代表取締役社長	2023年6月	三井住友信託銀行(株) 社外取締役
2019年8月	(株)センシンロボティクス 代表取締役会長	2023年6月	ウシオ電機(株) 社外取締役 (現任)
		2024年2月	TEN Holdings, Inc. Director
		2024年12月	HOMMA Group株式会社 社外取締役 (現任)
		2025年3月	当社代表取締役社長・グループCEO
		2026年4月	当社取締役会長就任 (現任)

取締役候補者とした理由

間下直晃氏は、当社及びグループ会社の創業者として長年にわたりグループ全体の経営指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、社内外への影響力と企業経営者として豊富な経験と共に人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

2



再任

みず た に じゅん
水谷 潤 (1983年4月18日生) 所有する当社の株式数 …… 18,900株

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2006年4月	当社入社	2021年3月	当社専務取締役
2012年7月	当社営業副本部長	2022年3月	当社取締役副社長・国内COO
2015年1月	当社営業本部長	2023年3月	テレキューブ株式会社 取締役
2016年3月	当社取締役・CRO	2025年3月	当社取締役副社長・COO
2019年3月	当社常務取締役	2026年4月	当社代表取締役社長・CEO就任 (現任)

取締役候補者とした理由

水谷潤氏は、長きにわたり当社の営業部門に従事した後、営業本部長として業務を推進する等、その豊富な経験と見識が優れていることから、当社グループ全体の更なる企業価値の向上に向け、全社のオペレーション及び営業戦略に対し適切な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

3

やまもと かず き
山本 一輝 (1978年10月2日生) 所有する当社の株式数…………… 18,400株



再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年10月	監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所	2019年12月	㈱地域経済活性化支援機構 デイレクター
2008年11月	公認会計士登録	2021年3月	当社入社、当社取締役
2015年10月	プラスワン・マーケティング㈱ 取締役	2021年6月	Xyvid,Inc.(現 TEN Events,Inc.) Director
2017年4月	㈱地域経済活性化支援機構 入社	2023年3月	テレキューブ株式会社 監査役 (現任)
2019年4月	当社CFO (現任)・経営企画本部長	2026年4月	当社常務取締役就任 (現任)

取締役候補者とした理由

山本一輝氏は、公認会計士の資格を持ち、また監査法人での経験及び当社の経理・財務部門を長く経験し責任者を務めるなど、経理・財部部門全般に関する経験・知識・見識を有していることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要につき、当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役及び監査役等であり、全ての被保険者について、その保険料は会社負担としており、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担した損害及び訴訟費用並びに公的調査対応費用、刑事手続対応費用等の費用が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については補填の対象外としています。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第8号議案 監査役1名選任の件

第2号議案から第8号議案が原案どおり承認可決され、当社普通株式の東京証券取引所における上場が廃止されることを条件として、当社は、第5号議案の株式併合が効力を生ずる日（2026年7月13日）付けで、監査等委員会設置会社を置く旨の定款の定めを廃止し、監査役を置く旨の定款の定めを設ける旨の定款変更を行います。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

本議案の決議の効力は、第2号議案から第7号議案が原案どおり承認可決され、当社普通株式の東京証券取引所における上場が廃止されること、監査等委員会設置会社を置く旨の定款の定めを廃止し、監査役を置く旨の定款の定めを設ける旨の定款変更の効力が生じることを条件として、効力を生じるものといたします。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なか まる つよし
中丸 毅 (1960年1月30日生)

所有する当社の株式数 …………… 一株



新任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	日本アイ・ビー・エム(株)入社	2025年3月	当社取締役（監査等委員）就任（現任）
2014年6月	当社入社		
2018年7月	当社事業推進室 室長		
2024年7月	当社技術本部に配属（現任）		

監査役候補者とした理由

中丸毅氏は、日本アイ・ビー・エム社にてITビジネス領域でのコンサルティング、ビジネス推進、プロジェクト・マネジメント等の経験が豊富であると共に、当社に参画後は、事業推進及び社内のITソリューション、事業開発、組織運営、データ分析等に10年以上取り組んできた経験があり、当社の事業及び業務プロセス、事業の現場に関して深い見識を有しており、上記の理由により当社の監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、中丸毅氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏が監査役として選任され、就任した場合には、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要につき、当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役及び監査役等であり、全ての被保険者について、その保険料は会社負担としており、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担した損害及び訴訟費用並びに公的調査対応費用、刑事手続対応費用等の費用が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については補填の対象外としています。中丸毅氏が監査役として選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

(提供書面)

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、海外経済の減速、米国の通商政策動向の不透明感、為替変動などの影響により、依然として先行き不透明な状況が続く中、国内においては断続的な金利上昇に伴う資金調達環境の変化や、人件費・エネルギーコストの高止まりによる物価上昇が継続いたしました。一方で、生成AIの社会実装が本格化したことによるDX投資の加速や、賃上げに伴う個人消費の底堅さも見られ、景気は緩やかな回復基調の中で推移いたしました。

日本市場では、デジタルとリアルを高度に融合させたハイブリッド型のビジネスモデルが定着し、当社においても顧客ニーズに即した柔軟なサービス提供に努めました。特に、コストコントロールと事業ポートフォリオの見直しを継続して進めてきたことで、国内事業の収益構造の適正化を一段と進展させてまいりました。

一方、米国市場においては、前期より課題となっていた新規案件の立ち上げ遅延の解消を目指し、NASDAQ市場への上場を契機に財務基盤の安定化を進めてまいりましたが、上場に伴う株式報酬費用727,185千円等の販管費が一時的に増大し、著しい業績の悪化がグループ全体の損益の下押し要因となりました。

こうした環境の中、当社グループは持続的な成長と資本効率の向上を最優先課題と捉え、事業ポートフォリオの抜本的な見直しを進めております。その一環として、米国子会社の非連結化に伴う体制見直しによりグループ体制の再編を加速させ、経営資源を成長分野及び収益性の高い事業領域へ集中させるとともに、機動的な経営体制を構築し、グループ全体の企業価値最大化に最善を尽くしてまいります。

なお、2026年4月30日付「2025年12月期有価証券報告書の提出完了と当社株式の上場廃止の決定及び整理銘柄への指定に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、2025年12月期有価証券報告書の提出を踏まえ、上場維持基準（純資産の額）に適合しなかったことから、同日付で、株式会社東京証券取引所より、当社株式を整理銘柄に指定し、2026年7月1日付で上場廃止とする旨の通知を受領しております。

当連結会計年度の業績は以下のとおりです。

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	増減率 (%)
売上高	10,463,846	9,859,467	△604,379	△5.8
営業損失 (△)	△236,769	△1,683,043	△1,446,274	-
経常損失 (△)	△320,861	△2,026,101	△1,705,240	-
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	△1,417,278	△3,696,528	△2,279,250	-

当連結会計年度において、売上高は前年同期比で5.8%減少し9,859,467千円となりました。これは、主に企業向けの防音型個室ブースの設置販売が堅調に推移した一方で、前連結会計年度に実施したプロフェッショナルワーク事業の譲渡による減収のほか、特定の大口顧客の案件減少の影響によるものです。

営業損失につきましては、主に連結子会社TEN Holdings, Inc.においてNASDAQ市場への上場に伴う株式報酬費用727,185千円の発生や上場維持の諸費用の増加等により、営業損失は1,683,043千円（前年同期は236,769千円の営業損失）となりました。

営業外損益においては、主に為替相場の変動により、グループ間ローンの決済及び換算により為替差損97,053千円計上したほか、主にTEN Holdings, Inc.の資金調達費用として支払手数料127,224千円を計上いたしました。

特別損益においては、投資有価証券売却益を1,121,787千円計上したほか、主に収益性の低下した一部の有形固定資産及びソフトウェアについて減損損失1,993,619千円を計上いたしました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

I.エンタープライズDX事業

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	増減率 (%)
売上高	4,058,584	3,499,442	△559,142	△13.8
セグメント利益	667,446	527,909	△139,537	△20.9

エンタープライズDX事業は、主に企業や官公庁等を対象に、社内外のコミュニケーションにおけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を支援するサービスを提供しております。

具体的には、「Zoom」「Zoomphone」等のZoom Communications Inc.の提供するサービスのリセール販売を中心とした「ハイブリッド」事業、高品質な通話・配信・会話型AIの機能を簡単に実装できる「Agora」を中心とした「ビジネスグロース」事業、動画の制作・管理・配信が可能な企業向け動画配信プラットフォーム「Qumu」を中心とした「リスキリング」事業で構成されています。

当連結会計年度のセグメント売上高は、前年同期比13.8%減の3,499,442千円、セグメント利益は前年同期比20.9%減の527,909千円となりました。これは主に、前連結会計年度に実施したプロフェッショナルワーク事業の譲渡及び一部のサービス終了に伴う減収の影響によるものであります。

Ⅱ. イベントDX事業

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	増減率 (%)
売上高	3,763,996	3,519,496	△244,500	△6.5
セグメント損失 (△)	△566,367	△2,083,393	△1,517,026	-

イベントDX事業は、様々な分野におけるイベントにおいて、顧客のニーズや課題に応じて企画・制作、当日の運営・効果測定までワンストップで支援する事業であります。

具体的には、Webセミナー配信サービス「V-CUBE セミナー」や「EventIn」などのセミナー配信ソフトウェアを提供するほか、イベント配信に係る運用設計、当日の配信サポートや後日のイベントデータ解析などの運用支援サービスを提供しております。

当連結会計年度では、国内の製菓業界の講演会市場の縮小は底打ちし、今後の注力領域であるハイブリッドイベントが成長したものの、特定の大口顧客の案件減少の影響により、セグメント売上高は前年同期比6.5%減の3,519,496千円となりました。

また、セグメント損失は2,083,393千円（前年同期は566,367千円のセグメント損失）となりました。これは、主に米国の連結子会社TEN Holdings, Inc.においてNASDAQ市場への上場に伴う株式報酬費用727,185千円を計上したこと等により、同社で1,628,850千円の営業損失となったことによるものです。この結果、当セグメント全体では営業損失2,083,393千円を計上することとなりました。

Ⅲ. サードプレイスDX事業

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	増減率 (%)
売上高	2,641,265	2,840,528	199,263	7.5
セグメント利益	746,632	787,871	41,239	5.5

サードプレイスDX事業は、自宅や職場とは異なるサードプレイス（第3の場所）の提供や運用支援を行うことで、場所にとらわれない働き方を実現することを目的とする事業であります。

具体的には、企業及び公共空間への「テレキューブ」の提供、公共空間における防音個室ブースの管理運営システムの開発、「テレキューブ」において提供する関連サービスの開発を行っております。

当連結会計年度では、セグメント売上高は前年同期比7.5%増の2,840,528千円、セグメント利益は前年同期比5.5%増の787,871千円となりました。これは、主に企業向け防音型個室ブースの販売が堅調に推移し、特に多人数用の製品が好調であったことに加え、今期投入した新製品であるエアコン関連商品が、昨今の酷暑を背景に売れ行きを伸ばしたことが寄与したためです。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,163,468千円で、主に自社サービスソフトウェアの開発による投資とサブスクリプション用テレキューブ筐体の取得によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、当社の連結子会社であるTEN Holdings, Inc.が2025年2月にNASDAQ市場へ上場し、公募による新株式を発行したことにより、総額10,002,000 USDの資金調達を行いました。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

		第23期 (2022年12月期)	第24期 (2023年12月期)	第25期 (2024年12月期)	第26期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売上高	(千円)	12,229,135	11,084,673	10,463,846	9,859,467
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	612,898	△275,470	△320,861	△2,026,101
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(千円)	84,594	△5,623,183	△1,417,278	△3,696,528
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	3.49	△231.68	△55.73	△142.85
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	3.43	-	-	-
総資産	(千円)	16,891,863	12,329,168	10,481,052	8,730,961
純資産	(千円)	5,989,529	746,056	23,664	△1,107,682
1株当たり純資産額	(円)	243.12	25.62	△5.35	△77.59

② 当社の財産及び損益の状況

		第23期 (2022年12月期)	第24期 (2023年12月期)	第25期 (2024年12月期)	第26期 (当事業年度) (2025年12月期)
売上高	(千円)	10,213,085	9,401,376	8,850,657	8,421,921
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	968,394	236,976	27,775	△173,282
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	485,638	△4,265,138	△1,007,028	△2,129,921
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	20.01	△175.73	△39.60	△82.31
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	19.71	-	-	-
総資産	(千円)	15,645,581	12,112,300	10,533,012	9,127,070
純資産	(千円)	5,018,096	702,401	150,520	△1,977,459
1株当たり純資産額	(円)	206.66	28.59	5.17	△77.06

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
テレキューブ株式会社	25,000千円	100%	防音型スマートワークブース「テレキューブ」の販売等
Wizlearn Technologies Pte. Ltd.	9,821千シンガポールドル	100%	教育プラットフォームの開発及び販売等
TEN Holdings, Inc.	297.74USドル	38.22%	Webセミナーのシステム開発・販売及び配信サービスの提供

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

(単位：千円)

完全特定子会社の名称	完全特定子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額
Wizlearn Technologies Pte. Ltd.	シンガポール	2,167,918

(注) 当事業年度末における当社貸借対照表の資産の部の合計額は9,127,070千円であります。

(6) 対処すべき課題

① 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度において、米国連結子会社であるTEN Holdings, Inc.(以下、「TEN」といいます。)の著しい業績の低迷とソフトウェアの減損損失の計上に加え、国内のイベントDX事業における収益性低下に伴う固定資産の減損損失を計上したこと等により、営業損失1,683,043千円及び親会社株主に帰属する当期純損失3,696,528千円を計上いたしました。その結果、前連結会計年度から継続して一部の借入金に付された財務制限条項に抵触するとともに、当連結会計年度末において純資産が△1,107,682千円と債務超過の状態となっております。これを受け、2026年4月30日付「2025年12月期有価証券報告書の提出完了と当社株式の上場廃止の決定及び整理銘柄への指定に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、当社は2025年12月期の有価証券報告書の提出を踏まえ、上場維持基準（純資産の額）に適合しなかったことから、株式会社東京証券取引所より、当社株式を整理銘柄に指定し、2026年7月1日で上場廃止とする旨の通知を受領しております。

また、連結注記表 1. 追加情報（特別調査委員会による調査及び米国当局による調査について）に記載のとおり、当社は、判明した一連の事象に関して、当社及びTENから独立した外部の専門家で構成される特別調査委員会による客観的な調査を行う必要があると判断し、2026年4月24日に特別調査委員会を設置いたしました。また、TENにおいても米国当局より同社の2025年2月の新規株式公開（IPO）等に関する召喚状を受領し、調査を受けております。

特別調査委員会による調査及び米国当局による調査は継続中であり、調査等の結果によっては、連結計算書類に重要かつ広範な影響を及ぼす可能性があります。その影響を反映させる場合における勘定科目、金額及び注記が明らかでないため、連結計算書類には反映しておりません。

これらの一連の事象は、当社グループの収益の大半を占める国内事業の顧客や取引先への信用力及び事業継続に重大な影響を及ぼすものと認識しております。したがって、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

なお、継続企業の前提に関する詳細につきましては、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表の「2. 継続企業の前提に関する注記」に記載しており、施策が想定通りに進行しない場合には、事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められません。

② 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、創業以来、ビジュアルコミュニケーション技術を基盤に、新たな価値を創出・提供し続けてきました。2025年を迎え、高度化した生成AIの社会実装やリアルとバーチャルの融合、自律的な働き方への定着など、経営環境は引き続き大きく変化しています。このような状況の中、当社グループはミッションである「Evenな社会の実現 ～すべての人が平等に機会を得られる社会の実現～」を達成するため、以下の課題に重点的に取り組んでまいります。

1. 財務体質の改善

- ・TEN Holdings, Inc.のグループからの切り離しの推進と同社への投資の回収の最大化
- ・有利子負債の削減と自己資本比率の改善
- ・ROI（投資収益率）の最大化を目的とした開発投資の適正化

2. 売上成長の促進

- ・コア事業の強化と新規事業の創出
- ・エンタープライズDX、イベントDX、サードプレイスDXの各分野での拡大
- ・MRRの成長、新規事業創出、社内外連携の強化

これらの課題に対して、全社一丸となって取り組むことで、社会課題の解決と企業価値の向上を同時に実現し、「Evenな社会」の実現に向けて前進してまいります。

③ 会社の対処すべき課題

1. 特別調査委員会の設置及び米国当局による調査の趣旨及び経緯

連結子会社TEN Holdings, Inc.（以下、「TEN」といいます。）は、2025年2月のNASDAQへの上場の際し、上場後の資本政策等に関する業務委託報酬（合計約5.4M USD、円換算額808,434千円）の支払を行いました。当時の当社の代表取締役であった間下直晃氏が、当社取締役会の承認を経ることなく、当該業務委託報酬の支払に関し当社がTENへの財務的支援を行う旨の書面を当社名義でTENに差し入れていた事実が判明いたしました。また、当該業務委託報酬の契約先と支払先の相違や当該取引に係る役務提供の実態が確認できない等の事実も判明いたしました。

当社は、これらの一連の事項に関し、当社及びTENから独立した外部の専門家で構成される特別調査委員会による客観的な調査を行う必要があると判断し、2026年4月24日に当該委員会を設置いたしました。

当社は、同特別調査委員会に対して、上記一連の事項に関する事実関係の調査、類似案件の有無に関する調査、並びに、かかる調査の結果、当社の過去の対応について問題が発見された場合には、当該問題に関する発生原因の分析及び再発防止策の提言を行うことを委嘱しております。

また、TENは、2025年10月27日付で米国連邦検事局（USAO）より、同社の2025年2月の新規株式公開（IPO）に関する大陪審召喚状を受領しております。また、2026年3月10日には、米国証券取引委員会（SEC）よりIPO及びその他の事項に関する資料提出を求める召喚状を受領いたしました。

2. 今後の対応及び会計処理の方針

当社は、特別調査委員会による調査に対して全面的に協力するとともに、TENは米国当局による調査に対して全面的に協力してまいりの方針です。現時点において、特別調査委員会による調査及び米国当局による調査は継続中です。調査等の結果、不適切な事象が判明し次第、原因の究明と分析、再発防止策の策定及び実施を迅速に行います。また、過年度及び当年度の連結財務諸表等に訂正すべき重要な虚偽表示が識別された場合には、有価証券報告書の訂正等を含め、適切な対応を行う方針であります。その際には、訂正の内容、影響額等を速やかに開示いたします。

3. 内部統制システムの見直しとガバナンスの再構築

当社は、当事業年度の財務報告に係る内部統制評価において、経営者による内部統制の無効化を防止すべき取締役会による監督・監視機能及び子会社管理の脆弱性等及び決算・財務報告プロセスに係る内部統制に関する開示すべき重要な不備を認識いたしました。本件を極めて重く受け止め、グループ全体でのコンプライアンス意識の再徹底、経理・監査部門の体制強化、取締役による監督機能の実効性向上など、内部統制システムの見直しと強固なコーポレート・ガバナンス体制の再構築を最優先課題として取り組んでまいります。

(7) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

当社グループは「Evenな社会の実現」に向けて、場所・時間的な制約から生じる社会課題を解決するためのツールであるコミュニケーションDXサービスを提供しております。

当社グループが提供するサービスの概要は以下のとおりです。

① エンタープライズDX事業

主に企業や官公庁等を対象に、社内外のコミュニケーションにおけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を支援するため、Web会議、SDK/プラットフォーム、LMS等のサービス提供を行っております。

Web会議は、主にZoom Communications Inc.社の「Zoom」を提供しております。提供形式は、契約期間に応じて定額制サービスを提供する期間契約型が中心です。

SDK/プラットフォームは、映像組み込み型サービスの開発を容易にするAgoraの提供やサービス開発及び運用支援をすることで、顧客企業におけるソリューション開発を支援しております。契約期間に応じて定額制サービスを提供する期間契約型に加えて、顧客ニーズに応じてサービスのカスタマイズや開発を請け負う受注販売型の2つの提供形式があります。

LMSは学習管理システムの提供を行う事業で、契約期間に応じて定額制サービスを提供する期間契約型、顧客ニーズに応じてサービスのカスタマイズやラーニングコンテンツ開発を請け負う受注販売型の2つの提供形式があります。

上記のプロダクトの提供のみならず、マネジメント課題や営業組織のセールス・イネーブルメントをAIを活用して解決・実現するマネジメント支援を提供しております。

<主なプロダクトラインナップ>

- ・ Zoom、V-CUBE ミーティング
- ・ Agora
- ・ Qumu
- ・ ManeAI
- ・ ASKnLearn (Wizlearn Technologies Pte. Ltd.が提供するサービス)

② イベントDX事業

様々な分野におけるイベントにおいて、顧客のニーズや課題に応じて企画・制作、当日の運営・効果測定までワンストップで支援する事業であり、具体的には、Webセミナー配信サービス「V-CUBE セミナー」や「EventIn」などのセミナー配信ソフトウェアを提供するほか、イベント配信に係る運用設計、当日の配信サポートや後日のイベントデータ解析などの運用支援サービスをワンストップで提供しております。また、オンラインのイベントのみならず、リアル開催とオンライン配信をシームレスに融合し、場所や環境を超えて一体感を生み出すハイブリッドイベントの支援も提供しております。

基幹となる配信ソフトウェアと各種運用支援サービスを加えた、SaaS+サービス型の販売形態でイベント配信サービスの提供を行っております。

<主なプロダクトラインナップ>

- ・V-CUBE セミナー
- ・EventIn
- ・バーチャル株主総会
- ・V-CUBE Communication Platform
- ・Xyvid Pro Platform (TEN Events,Incが提供するサービス)

③ サードプレイスDX事業

自宅や職場とは異なるサードプレイス（第3の場所）の提供や運用支援を行うことで、場所にとらわれない働き方を実現することを目的とする事業であります。

具体的には、企業及び公共空間への「テレキューブ」の提供、公共空間における防音個室ブースの管理運営システムの開発、「テレキューブ」において提供する関連サービスの開発を行っております。

企業向けテレキューブの販売のほか、月額課金方式であるサブスクリプション形態によるテレキューブのレンタルを行っております。また、連結子会社であるテレキューブ株式会社より、公共空間での時間レンタルに使用されるテレキューブの販売と設置後の管理サービスの提供を行っております。

<主なプロダクトラインナップ>

- ・テレキューブ

(8) 主要な事業所等 (2025年12月31日現在)

① 当社

本 社：東京都港区
事業所：大阪営業所（大阪府大阪市北区）

② 主要な子会社

テレキューブ株式会社	(東京都千代田区)
Wizlearn Technologies Pte. Ltd.	(シンガポール)
TEN Holdings, Inc.	(アメリカ合衆国)

(9) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
344 (24) 名	28名減 (4名減)

(注) 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。使用人数の(外書)は、臨時従業員(アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く)の年間平均雇用人員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
259 (21) 名	16名減 (2名減)	37.3歳	8.0年

(注) 使用人数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。使用人数欄の(外書)は、臨時従業員(アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く)の年間平均雇用人員であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	2,877,269千円
株式会社みずほ銀行	1,941,092千円
株式会社三井住友銀行	286,717千円
株式会社りそな銀行	500,000千円
三井住友信託銀行株式会社	300,000千円
株式会社北陸銀行	300,000千円

(注) 当社が取引金融機関との間で締結している借入金契約には、財務制限条項が付されているものがあります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2026年1月27日開催の取締役会において、連結子会社であるテレキューブ株式会社の解散及び清算について決議いたしました。なお、本件に関する詳細は連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

当社は、2026年3月19日付の取締役会に代わる書面決議において、当社の取締役会長である間下直晃氏との間で、金銭の支払いに関する補填に関する契約を締結することを決議いたしました。なお、本件に関する詳細は連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表の「重要な後発事象に係る注記」に記載のとおりであります。

当社は、2026年3月29日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるTEN Holdings, Inc.に対する債権と、当社に対する財務支援に係る債務を相殺することを決議いたしました。なお、本件に関する詳細は連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

当社は、2026年3月31日開催の取締役会において、株式会社日本革新投資との間で、スポンサー基本契約の締結について決議いたしました。なお、本件に関する詳細は連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

当社は、2025年12月期有価証券報告書の提出を踏まえ、上場維持基準（純資産の額）に適合しなかったことから、2026年4月30日付で、株式会社東京証券取引所より、当社株式を整理銘柄に指定し、2026年7月1日付で上場廃止する旨の通知を受領しております。なお、本件に関する詳細は2026年4月30日付「2025年12月期有価証券報告書の提出完了と当社株式の上場廃止の決定及び整理銘柄への指定に関するお知らせ」をご覧ください。

当社は、当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人から、第26期事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）をもって監査契約を終了し、次年度の監査契約を締結しない旨の通知を受領しております。なお、本件に関する詳細は2026年4月30日付「会計監査人の退任に関するお知らせ」をご覧ください。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 48,000,000株
- ② 発行済株式の総数 26,343,900株
- ③ 株主数 16,920名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
間下直晃	3,592,347株	13.88%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,838,300株	7.10%
楽天証券株式会社	775,800株	3.00%
トミーコンサルティングインク	680,000株	2.63%
山下 博	370,000株	1.43%
高田雅也	340,700株	1.32%
岩本良太	250,600株	0.97%
佐藤陽也	222,200株	0.86%
JPモルガン証券株式会社	198,154株	0.77%
株式会社日本カस्टディ銀行（信託口）	169,400株	0.65%

(注) 持株比率は自己株式（466,472株）を控除して計算しております。

⑤ 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ. 2023年2月14日の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

			第 1 7 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日			2023年2月14日	
新 株 予 約 権 の 数			2,500個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 (新株予約権1個につき)	250,000株 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額			新株予約権 1個当たり (1株当たり)	29,400円 294円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権 1個当たり (1株当たり)	59,500円 595円)
権 利 行 使 期 間			2026年4月1日から 2031年3月31日まで	
行 使 の 条 件			(注) 1. 2.	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	取 締 役 (社外取締役を 除 く)	新株予約権の数	2,500個
			目的となる株式数	250,000株
			保有者数	6名
		社 外 取 締 役	新株予約権の数	－個
		目的となる株式数	－株	
		保有者数	－名	
	取 締 役 (監 査 等 委 員)		新株予約権の数	－個
			目的となる株式数	－株
			保有者数	－名

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社または当社関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定める関連会社をいう。）の役員または従業員であることを要するものとします。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
2. 2025年12月期から2027年12月期までのいずれかの期において、当社の有価証券報告書記載の連結損益計算書における連結売上高が180億円を超過した場合のみ、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の全てを行使することが可能となるものとします。

□. 2025年3月28日の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

			第 2 1 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日			2025年3月28日	
新 株 予 約 権 の 数			6,200個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 (新株予約権1個につき)	620,000株 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額			新株予約権 1個当たり (1株当たり)	8,700円 87円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権 1個当たり (1株当たり)	16,000円 160円)
権 利 行 使 期 間			2027年4月1日から 2035年3月28日まで	
行 使 の 条 件			(注) 1. 2.	
役 員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等 委員を除く)	取 締 役 (社外取締役を 除く)	新株予約権の数	5,800個
			目的となる株式数	580,000株
		社 外 取 締 役	新株予約権の数	－個
			目的となる株式数	－株
	取締役 (監査等委員)		保有者数	4名
			新株予約権の数	－個
			目的となる株式数	－株
			保有者数	－名

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社または当社関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定める関連会社をいう。）の役員または従業員であることを要するものとします。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
2. 2026年12月期において、当社の有価証券報告書記載の連結損益計算書における連結売上が120億円を超過した場合、もしくは損益計算書に記載された売上が95億円を超過した場合、及び2026年12月31日時点の流通株式時価総額が100億円を超過した場合のみ、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の全てを行使することが可能となるものとします。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

イ. 2025年2月21日の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

		第 2 0 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2025年2月21日	
新 株 予 約 権 の 数		6,930個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき)	693,000株 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権 1個当たり (1株当たり)	10,000円 100円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり (1株当たり)	18,200円 182円)
権 利 行 使 期 間		2027年4月1日から 2035年2月21日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1. 2.	
使 用 人 等 の 交 付 状 況	当 社 使 用 人	新株予約権の数	6,930個
		目的となる株式数	693,000株
		保有者数	19名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数	－個
目的となる株式数		－株	
保有者数		－名	

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社または当社関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定める関連会社をいう。）の役員または従業員であることを要するものとします。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
2. 2026年12月期において、当社の有価証券報告書記載の連結損益計算書における連結売上高が120億円を超過した場合、もしくは損益計算書に記載された売上高が95億円を超過した場合、及び2026年12月31日時点の流通株式時価総額が100億円を超過した場合のみ、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の全てを行使することが可能となるものとします。

ロ. 2025年3月28日の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

		第 2 1 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2025年3月28日	
新 株 予 約 権 の 数		6,200個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	620,000株
		(新株予約権1個につき)	100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権 1個当たり	8,700円
		(1株当たり)	87円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり	16,000円
		(1株当たり)	160円)
権 利 行 使 期 間		2027年4月1日から 2035年3月28日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1. 2.	
使 用 人 等 の 交 付 状 況	当 社 使 用 人	新株予約権の数	400個
		目的となる株式数	40,000株
		保有者数	1名
	子 会 社 の 役 員 及 び 使 用 人	新株予約権の数	一個
目的となる株式数		一 株	
保有者数		一 名	

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社または当社関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定める関連会社をいう。）の役員または従業員であることを要するものとします。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
2. 2026年12月期において、当社の有価証券報告書記載の連結損益計算書における連結売上高が120億円を超過した場合、もしくは損益計算書に記載された売上高が95億円を超過した場合、及び2026年12月31日時点の流通株式時価総額が100億円を超過した場合のみ、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の全てを行使することが可能となるものとします。

③ その他新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	間 下 直 晃	グループCEO(Chief Executive Officer)
代表取締役副社長	高 田 雅 也	CEO(Chief Executive Officer)
取締役副社長	水 谷 潤	COO(Chief Operating Officer)
取締役	山 本 一 輝	CFO(Chief Financial Officer)
取締役	ランドルフ・ジョーンズ	TEN Events, Inc. CEO TEN Holdings, Inc. CEO
取締役	西 村 憲 一	－
取締役	松 山 大 耕	臨済宗大本山 妙心寺 退蔵院 副住職 株式会社esa 社外監査役 一般社団法人 国際禅普及協会 代表理事
取締役 (監査等委員・常勤)	中 丸 毅	－
取締役 (監査等委員)	秋 元 秀 仁	秋元秀仁税理士事務所 代表税理士
取締役 (監査等委員)	小 松 慶 子	弁護士法人三浦法律事務所 パートナー弁護士 株式会社岐阜造園 社外監査役 セイノーホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役西村憲一氏、取締役松山大耕氏、取締役 (監査等委員) 秋元秀仁氏及び取締役 (監査等委員) 小松慶子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 秋元秀仁氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 2026年2月4日をもって、ランドルフ・ジョーンズ氏は取締役を辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職はTEN Events, Inc. CEO、TEN Holdings, Inc. CEOでありました。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために中丸毅氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役西村憲一氏、取締役松山大耕氏、取締役 (監査等委員) 秋元秀仁氏及び取締役 (監査等委員) 小松慶子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役の報酬等

(i) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

(基本方針)

当社の役員報酬は、企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブとして機能させること、を基本方針として取締役会決議により定めております。この度、売上拡大の牽引力を持つ次世代人材への体制移行を図るため、2026年度より新たな報酬体系を導入いたしました。これにより、財務目標達成へのコミットメントを高めるとともに、透明性の高い報酬決定プロセスを運用してまいります。

(報酬の構成)

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額を上限に、会社の規模、業績を考慮した各人の役職、職責等に応じた固定報酬としての基本報酬と、中長期的インセンティブとしての株式報酬により構成しております。2026年度より導入している新たな報酬体系においては、固定報酬（基本報酬）及び業績連動報酬（短期インセンティブ）により構成されます。なお、より中長期的な企業価値向上への寄与を目的とした株式報酬（譲渡制限付株式報酬）については、報酬総額の10%程度を目安に2027年度以降の導入を継続検討しております。監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、その役割に鑑み、固定報酬のみとしております。

(報酬限度額に関する事項)

当社は2023年3月28日開催の第23期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30,000千円以内と決議しております。

(固定報酬の決定方法)

固定報酬は、会社の規模、業績を考慮した各人の役職、職責等に応じ、総合的に勘案して決定するものとしております。なお、2026年度より導入している新たな報酬体系においては、役位に応じた「執行報酬」、取締役としての職責に応じた「監督報酬」、及び代表権に伴う責任に応じた「代表権報酬」の合算により構成され、役位、職責、他社動向等を総合的に勘案して決定いたします。

(業績連動報酬（短期インセンティブ）に関する事項)

2026年より導入している新たな報酬体系に含まれる短期インセンティブは、国内事業の再成長と財務基盤の健全化を促すため、ブイキューブ単体の「売上高」及び「フリーキャッシュフロー（FCF）」を業績評価指標（KPI）として採用しております。具体的な算定方法は以下のとおりであり、法人税法第34条第1項第3号に定める業績連動給与として支給いたします。

1. 算定式

個別の業績連動報酬額 = 賞与ポイント × 基準単価(150万円) × 売上高達成係数 × FCF達成係数

※賞与ポイント：役位別の執行報酬により設定される数値。

2. KPI及び係数テーブル

最重要指標である「売上高」が下限（ターゲットの95%）を下回る場合、及び財務健全性の指標である「FCF」が下限（ターゲットの80%）を下回る場合は、当該指標に係る係数は0となり、賞与は支給されません。

○売上高達成係数（目標値：88億円）

- ・110%以上：1.6
- ・106%以上110%未満（目標達成）：1.4
- ・103%以上106%未満（目標達成）：1.2
- ・100%以上103%未満（目標達成）：1.0
- ・95%以上100%未満：0.8
- ・95%未満：0.0

○FCF達成係数（目標値：7.2億円）

- ・200%以上：1.6
- ・150%以上200%未満（目標達成）：1.4
- ・120%以上150%未満（目標達成）：1.2
- ・95%以上120%未満（目標達成）：1.0
- ・80%以上95%未満：0.8
- ・80%未満：0.0

(ii) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8名 (2)	106,860千円 (10,446)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (3)	21,114千円 (13,257)
合計 （うち社外役員）	12名 (5)	127,974千円 (23,703)

- (注) 1. 上表には、2025年3月28日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名と取締役（監査等委員）1名（うち社外取締役1名）を含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2023年3月28日開催の第23期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分年額300百万円以内。使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は9名（うち社外取締役3名）です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2023年3月28日開催の第23期定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

(iii) 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

(iv) 非金銭報酬等に関する事項

該当事項はありません。

(v) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役員報酬の個別の配分については、指名・報酬委員会の検討プロセスを経て、同委員会の答申に基づき、取締役会の決議により代表取締役社長グループ CEO（当時）である間下直晃氏に対して一任しております。委任した理由は、当社全体の業績及び各取締役の管掌業務の評価を総合的に行うには代表取締役が適していると判断したためであります。当該手続を経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第31条第2項の規定に基づき、各社外取締役との間で、それぞれ会社法第427条第1項の契約（責任限定契約）を締結しております。これらの責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものです。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役及び監査役等であり、全ての被保険者について、その保険料は会社負担としており、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担した損害及び訴訟費用並びに公的調査対応費用、刑事手続対応費用等の費用が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については補填の対象外としています。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	西村 憲一	—	—
取締役	松山 大耕	臨済宗大本山 妙心寺 退蔵院 株式会社esa 一般社団法人 国際禅普及協会	副住職 社外監査役 代表理事
取締役（監査等委員）	秋元 秀仁	秋元秀仁税理士事務所	代表税理士
取締役（監査等委員）	小松 慶子	弁護士法人三浦法律事務所 株式会社岐阜造園 セイノーホールディングス株式会社	パートナー弁護士 社外監査役 社外取締役(監査等委員)

(注) 兼職する法人等と当社との間に記載すべき関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要			
取締役	西村 憲一	当事業年度に開催された取締役会14回のうち11回に出席し、主に情報・通信分野における企業経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、経営全般の観点から適宜質問、意見表明等を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	
取締役	松山 大耕	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、主に妙心寺退蔵院副住職としての卓見に基づく倫理的観点やグローバルでの活動に基づく知見に基づき、適宜質問、意見表明等を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	
取締役（監査等委員）	秋元 秀仁	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席し、主に税務の専門家としての豊富な実務経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	
取締役（監査等委員）	小松 慶子	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜質問、意見表明等を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	67,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	67,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、Wizlearn Technologies Pte. Ltd.及びTEN Holdings, Inc.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意をした理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人 太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項及び当社定款41条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑦ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）の処分を受けました。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

当社では、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり決定しております。

イ. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。取締役は意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、取締役の業務執行に関する監督機能を確保する。
- 2) コンプライアンス体制の基礎として「ブイキューブ行動規範」を定め、当社グループの役員・従業員に周知・徹底する。
- 3) 法令上疑義のある行為その他コンプライアンスに関する内部通報制度として、当社の常勤監査等委員及びTMI総合法律事務所弁護士を直接の情報受領者とする内部通報窓口（ホットライン）を整備する。
- 4) 「内部監査室」を設置し、適正な業務執行を確保するため、定期的に内部監査を実施する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録、並びに稟議書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、「文書管理規程」の定めに基づき適切に保存・管理する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴うリスクについて、その管理体制の充実・強化を推進するために社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスクの把握と危機の未然防止策について整備を図る。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役への委嘱業務、幹部社員への権限委譲の明確化により、経営責任の所在を明らかにするとともに、事業運営の迅速化を図る。
- 2) 取締役及び幹部社員で構成される経営会議を定期的で開催し、経営課題等を審議するとともに業務執行に係る協議及び報告を適宜行い、日常業務の活動方針を決定する。
- 3) 「中期経営計画」・「年度予算計画」を策定し、月次決算において達成状況を確認・検証し、その対策を立案・実行する。

ホ. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は、主要な子会社に取締役または監査等委員を派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督また

は監査を行う。

- 2) 「関係会社管理規程」に基づき、重要事項・業務の執行状況等について当社への報告・協議を求めることを通じ、グループ会社の経営管理を行う。
- 3) グループ会社の役員・従業員は、法令上の疑義その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、ホットラインに通報することができるものとする。
- 4) 内部監査室は定期的に監査を実施するものとする。
- 5) 当社は、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、機関設計や業務執行体制、並びにコンプライアンス体制やリスク管理体制等につき、定期的に見直し、適正かつ効率的に業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。
- 6) 当社及び子会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

ハ. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項並びに当該取締役及び従業員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査等委員である取締役の要請の都度、必要な専門性を有する従業員を監査等委員スタッフとして任命する。
- 2) このスタッフは、監査等委員である取締役の指揮命令下で業務を行い、監査等委員である取締役以外からの指揮命令は受けない。
- 3) 取締役及び従業員は、このスタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものとし、このスタッフの任命、異動、評価等は監査等委員と協議の上決定する。

ト. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- 1) 監査等委員である取締役は必要に応じて当社の取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役、従業員等（子会社の取締役等）またはこれらの者から報告を受けた者に随時報告を求め、その職務の執行状況を確認することができる。

- 2) 経営・業績に影響を及ぼす重要な事項については、監査等委員である取締役がその都度報告を受ける体制を確保し、財務情報の開示においては、事前に監査等委員である取締役の内容確認を受ける。
- 3) 当社は、子会社との間で、子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員である取締役に報告を行う体制を整備する。
- 4) 当社グループは、監査等委員である取締役へ報告を行った者または内部通報制度により通報を行った者に対して、かかる報告または通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止する。

チ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査等委員である取締役と代表取締役、内部監査室、会計監査人とは各々定期的な情報交換の機会を確保する。
- 2) 監査等委員である取締役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、監査等委員である取締役の職務執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかに費用の支払いを行う。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、事業の継続・安定的発展を確保していくことを目的として、グループ全体への行動規範の徹底と、コンプライアンス体制の充実・強化を図っております。これらをはじめ、当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- 1) ブイキューブ行動規範「V-cube Code of Conduct」の下、各種会議体や各種コミュニケーションツールを通じて、海外子会社を含むグループ全体へのコンプライアンス徹底を図っております。
- 2) 国内外でのグループ管理体制の強化のため、「関係会社管理規程」の運用を徹底しております。
- 3) 内部監査室による業務監査及び内部統制監査を通じ、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

また上記の体制の下、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制有効性評価」を行っておりますが、当事業年度末において、経営者による内部統制の無効化を防止すべき取締役会による監督・監視機能の不備及び子会社管理の脆弱性等及び決算・財務報告プロセスに係る内部統制の不備が認められました。そのため、2026年4月30日に提出した内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載し、また、現在継続中の特別調査委員会等による調査を踏まえた評価手続を実施できなかったことにより、評価結果を表明できない旨を記載しております。当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、ガバナンス及びコンプライアンス意識の改善、子会社管理体制やモニタリング体制の強化等、再発防止に向けた内部統制の是正・強化に速やかに取り組んでまいります。

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,504,430	流動負債	6,812,181
現金及び預金	2,002,098	買掛金	424,858
受取手形及び売掛金	1,523,656	短期借入金	3,455,951
前渡金	9,900	1年内返済予定の長期借入金	754,215
前払費用	738,347	リース債務	158,051
その他	263,308	契約負債	1,045,863
貸倒引当金	△32,880	賞与引当金	105,032
固定資産	4,218,885	未払法人税等	14,649
有形固定資産	1,803,937	その他	853,559
建物	415,843	固定負債	3,026,462
工具、器具及び備品	997,665	長期借入金	2,425,346
リース資産	390,428	リース債務	121,743
無形固定資産	1,596,628	繰延税金負債	159,208
ソフトウェア	858,792	資産除去債務	320,163
ソフトウェア仮勘定	77,929		
のれん	659,906	負債合計	9,838,643
投資その他の資産	818,319	(純資産の部)	
投資有価証券	391,064	株主資本	△3,815,108
関係会社株式	2,389	資本金	10,000
長期貸付金	39,135	資本剰余金	3,243,195
敷金及び保証金	316,758	利益剰余金	△6,273,513
繰延税金資産	16,086	自己株式	△794,791
長期前払費用	55,372	その他の包括利益累計額	1,807,235
その他	37,882	その他有価証券評価差額金	104,881
貸倒引当金	△40,369	為替換算調整勘定	1,702,354
繰延資産	7,645	新株予約権	777,122
創立費	223	非支配株主持分	123,067
株式交付費	7,421		
資産合計	8,730,961	純資産合計	△1,107,682
		負債純資産合計	8,730,961

連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,859,467
売上原価		6,300,363
売上総利益		3,559,104
販売費及び一般管理費		5,242,147
営業損失		△1,683,043
営業外収益		
受取利息	2,965	
受取保険金	1,980	
助成金収入	1,370	
補助金収入	6,636	
貸倒引当金戻入額	10,512	
その他	3,097	26,562
営業外費用		
支払利息	89,898	
為替差損	97,053	
支払手数料	127,224	
投資有価証券評価損	2,735	
持分法による投資損失	45,546	
その他	7,162	369,621
経常損失		△2,026,101
特別利益		
投資有価証券売却益	1,121,787	
関係会社株式売却益	56,045	1,177,833
特別損失		
減損損失	1,993,619	
投資有価証券評価損	14,482	
不明支出金損失	808,434	
その他	7,153	2,823,689
税金等調整前当期純損失		△3,671,958
法人税、住民税及び事業税	11,962	
法人税等調整額	257,113	269,075
当期純損失		△3,941,033
非支配株主に帰属する当期純損失		△244,505
親会社株主に帰属する当期純損失		△3,696,528

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,696,196	流動負債	8,116,173
現金及び預金	1,277,336	買掛金	1,033,247
売掛金	1,224,855	未払金	1,057,550
棚卸資産	13,695	短期借入金	3,914,682
前払費用	659,136	1年内返済予定の長期借入金	754,215
関係会社短期貸付金	493,833	リース債務	147,255
その他	81,567	未払費用	125,471
貸倒引当金	△54,229	未払法人税等	5,198
固定資産	5,423,451	契約負債	844,871
有形固定資産	1,664,685	預り金	30,442
建物	351,309	賞与引当金	4,097
工具、器具及び備品	933,514	その他	199,140
リース資産	379,862	固定負債	2,988,356
無形固定資産	621,984	長期借入金	2,425,346
ソフトウェア	473,271	リース債務	121,743
ソフトウェア仮勘定	72,807	繰延税金負債	121,102
のれん	75,905	資産除去債務	320,163
投資その他の資産	3,136,781	負債合計	11,104,529
関係会社株式	2,345,233	(純資産の部)	
投資有価証券	391,064	株主資本	△2,099,103
長期貸付金	39,135	資本金	10,000
関係会社長期貸付金	7,425	資本剰余金	1,822,637
敷金及び保証金	308,463	その他資本剰余金	1,822,637
保険積立金	33,589	利益剰余金	△3,136,950
長期前払費用	55,372	その他利益剰余金	△3,136,950
その他	4,293	繰越利益剰余金	△3,136,950
貸倒引当金	△47,794	自己株式	△794,791
繰延資産	7,421	評価・換算差額等	104,881
株式交付費	7,421	その他有価証券評価差額金	104,881
資産合計	9,127,070	新株予約権	16,762
		純資産合計	△1,977,459
		負債純資産合計	9,127,070

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,421,921
売上原価		
商品仕入原価	2,513,710	
ソフトウェア償却費	464,968	
当期製品製造原価	2,702,003	5,680,682
売上総利益		2,741,238
販売費及び一般管理費		2,756,347
営業損失		△15,109
営業外収益		
受取利息	15,593	
受取配当金	26,800	
その他	3,726	46,119
営業外費用		
支払利息	92,733	
為替差損	81,575	
支払手数料	20,959	
投資有価証券評価損	2,735	
その他	6,288	204,292
経常損失		△173,282
特別利益		
投資有価証券売却益	598,920	598,920
特別損失		
減損損失	1,365,811	
投資有価証券評価損	14,482	
関係会社支援損	845,316	
その他	81,017	2,306,626
税引前当期純損失		△1,880,989
法人税、住民税及び事業税	5,311	
法人税等調整額	243,620	248,932
当期純損失		△2,129,921

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		そ の 他 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計
当期首残高	10,000	1,822,637	1,822,637	△1,007,028	△1,007,028
当期変動額					
当期純損失(△)	-	-	-	△2,129,921	△2,129,921
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△2,129,921	△2,129,921
当期末残高	10,000	1,822,637	1,822,637	△3,136,950	△3,136,950

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	△794,791	30,818	102,940	102,940	16,762	150,520
当期変動額						
当期純損失(△)	-	△2,129,921	-	-	-	△2,129,921
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)	-	-	1,941	1,941	-	1,941
当期変動額合計	-	△2,129,921	1,941	1,941	-	△2,127,980
当期末残高	△794,791	△2,099,103	104,881	104,881	16,762	△1,977,459

個別注記表

1. 追加情報

(特別調査委員会による調査及び米国当局による調査について)

連結注記表 1. 追加情報 (特別調査委員会による調査及び米国当局による調査について) に記載のとおり、当社は、判明した一連の事項に関して、当社及びTEN Holdings, Inc. (以下、「TEN」といいます。) から独立した外部の専門家で構成される特別調査委員会による客観的な調査を行う必要があると判断し、2026年4月24日に特別調査委員会を設置いたしました。当社は、同特別調査委員会に対して、判明した一連の事項に関する事実関係の調査や類似案件の有無に関する調査等を委嘱しております。

また、連結注記表 1. 追加情報 (特別調査委員会による調査及び米国当局による調査について) に記載のとおり、TENは、米国当局より同社の2025年2月の新規株式公開 (IPO) 等に関する召喚状を受領しており、調査を受けております。

これらの特別調査委員会による調査及び米国当局による調査は継続中であり、調査等の結果によっては、計算書類に重要かつ広範な影響を及ぼす可能性があります。その影響を反映させる場合における勘定科目、金額及び注記が明らかでないため、計算書類には反映しておりません。

2. 継続企業の前提に関する注記

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

当社は、当事業年度において、米国連結子会社であるTEN Holdings, Inc. (以下、「TEN」といいます。) に対する財務的支援を行ったことに伴う関係会社支援損の計上に加え、イベントDX事業における収益性低下に伴う固定資産の減損損失を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失2,129,921千円を計上いたしました。その結果、前事業年度から継続して一部の借入金に付された財務制限条項に抵触するとともに、当事業年度末において純資産が△1,977,459千円と債務超過の状態となっております。これを受け、2026年4月30日付「2025年12月期有価証券報告書の提出完了と当社株式の上場廃止の決定及び整理銘柄への指定に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、当社は2025年12月期の有価証券報告書の提出を踏まえ、上場維持基準 (純資産の額) に適合しなかったことから、株式会社東京証券取引所より、当社株式を整理銘柄に指定し、2026年7月1日で上場廃止とする旨の通知を受領しております。

また、個別注記表 1. 追加情報 (特別調査委員会による調査及び米国当局による調査について) に記載のとおり、当社は、判明した一連の事項に関して、当社及びTENから独立した外部の専門家で構成される特別調査委員会による客観的な調査を行う必要があると判断し、2026年4月24日に特別調査委員会を設置いたしました。また、TENにおいても米国当局より同社の2025年2月の新規株式公開 (IPO) 等に関する召喚状を受領し、調査を受けております。

特別調査委員会による調査及び米国当局による調査は継続中であり、調査等の結果によっては、計算書類に重要かつ広範な影響を及ぼす可能性があります。その影響を反映させる場合における勘定科目、金額及び注記が明らかでないため、計算書類には反映しておりません。

これらの一連の事象は、当社の国内事業の顧客や取引先への信用力及び事業継続に重大な影響を及ぼすものと認識しております。したがって、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

(2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

当社は、当該状況を解消し、事業継続の安定化を図るため、以下の施策を最優先で実行してまいります。

・不採算事業の切り離しと収益構造の改革

当社グループの業績悪化の主因であるTENについて、株式売却及び貸付金の回収によるグループからの切り離しを断行し、当社の国内事業の業績への負の影響を遮断いたします。国内のイベントDX事業についても、減損を機とした更なる固定費削減と収益拡大施策の実行により、早期の収益改善を図ってまいります。

・スポンサー選定による資本増強と非公開化

新たなスポンサーを選定の上で、第三者割当増資等による資本増強及び有利子負債の圧縮を実施する方針です。あわせて、当社株式の非公開化を進めることで、上場廃止による影響を最小限に留め、抜本的な事業再建に注力できる体制を構築してまいります。

・金融機関との関係維持

財務制限条項に抵触している借入金について、全取引金融機関に対し、上述のTENの切り離し及び資本増強を通じた有利子負債の削減による財務状況の改善計画並びに今後の事業計画を説明し、期限の利益の喪失の猶予及び継続的な支援について協議を行ってまいります。

(3) 重要な不確実性が認められる旨及びその理由

上記のとおり、当社はTENの切り離しやスポンサー選定による非公開化、及び金融機関との協議を進めておりますが、現時点においてこれら一連の手続は完了に至っておりません。また、特別調査委員会による調査及び米国当局による調査は継続中であり、当該事実及び調査等の結果がこれらの対応策の実現可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。したがって、これらの施策が想定通りに進行しない場合には、事業継続に重大な影響を及ぼす可能性があり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

(4) 計算書類への反映の有無

なお、当計算書類は継続企業を前提として作成されており、上記のような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

3. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

- ・その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合等への出資については、入手可能な直近の決算書に基づき持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・商品 総平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、主に「クラウド」型サービスの提供に資するソフトウェアについては、利用実績等を勘案した利用可能期間（3～5年）に基づく定額法により償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、3年間の定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

・エンタープライズDX事業

エンタープライズDX事業には、期間契約によりサービス提供を行う期間契約型、及び、顧客の要望に応じサービス提供、カスタマイズやコンテンツの開発を行う受注販売型のサービス提供を行っております。

期間契約型サービス：サービス提供契約に基づき、契約期間にわたってクラウドサービスを提供する義務があります。

受注販売型サービス（カスタマイズサービスの販売、コンテンツ開発）：顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があります。

・イベントDX事業

一定の期間において配信ソフトウェアを提供する期間契約型のサービスとともに、顧客ニーズに沿った配信に関する各種サポートサービスを提供するSaaS+サービス型のサービス提供を行っております。

SaaS+サービス型：サービス提供契約に基づき、契約期間にわたってクラウドサービスを提供するとともに、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があります。

・サードプレイスDX事業

防音個室ブース「テレキューブ」の販売、及び、「テレキューブ」を一定期間において定額でレンタルを行うサブスクリプションサービスの販売を行っております。

販売型：防音個室ブース「テレキューブ」の販売については、販売契約に基づきこれらの商品を顧客に提供する義務があります。

サブスクリプションサービス：サービス提供契約に基づき、契約期間にわたって防音個室ブースの利用を提供する義務があります。

② ①の義務に係る収益を認識する通常の時点

・エンタープライズDX事業

期間契約型サービス：顧客との契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

受注販売型サービス（カスタマイズサービスの販売、コンテンツ開発）：成果物の納品または役務の提供により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

・イベントDX事業

SaaS+サービス型：契約期間があるものについては、顧客との契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。また、成果物の納品または役務の提供を行う場合については、その提供により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

・サードプレイスDX事業

販売型：顧客が商品を検収した時点で履行義務が充足されることから、商品の検収によって収益を認識しております。

サブスクリプションサービス：顧客との契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、定額法により償却しております。なお、償却期間は7年であります。

4. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損損失

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,664,685千円
無形固定資産（のれんを除く）	546,079
減損損失	1,365,811

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、原則として、事業用資産については、継続的に損益を把握している、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す内部管理上の最小単位に基づき、グルーピングを行っており、本社やイベントDX事業で利用するスタジオ等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については、個別にグルーピングを行っております。

減損の兆候判定については、個別にグルーピングをした資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合及び、継続してマイナスとなる見込みとなる場合や固定資産の時価が著しく下落した場合等に減損の兆候があるものとしております。共用資産については、共用資産を含むより大きな単位で減損の兆候を判定しております。

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その際の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により算定しております。

当事業年度においては、主として、当社のイベントDX事業に係る資産グループにおいて減損損失を計上しております。

当社のイベントDX事業に係る割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、各サービスにおける案件継続率、単価に関する予測、各種施策の効果に関する予測、及び将来のソフトウェア開発投資に関する取扱い等です。

市場環境等の変化により、これらの見積りの前提とした条件や仮定に重要な変化が生じた場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(2) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 2,345,233千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式は、実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、将来の事業計画等により回復可能性が裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。

当事業年度末の残高のうち、大部分がWizlearn Technologies Pte. Ltd.に係る残高であり、同社の関係会社株式の実質価額は、将来の事業計画に基づいた超過収益力等を反映した金額を基礎として算定しております。超過収益力等が減少し実質価額が著しく低下した場合、当該株式について評価損を計上する必要があります。

Wizlearn Technologies Pte. Ltd.の関係会社株式の実質価額の算定の基礎となる事業計画における主要な仮定は、各サービスの売上高に関する予測、変動費及び人件費等の固定費に関する予測等です。

市場環境の変化等により、これらの見積りの前提とした条件や仮定に重要な変化が生じた場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 財務制限条項

連結注記表「7. 連結貸借対照表に関する注記 (1) 財務制限条項」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 棚卸資産の内訳

商品	13,513千円
貯蔵品	181

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 1,767,690千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額291,085千円が含まれております。

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります（区分表示したものを除く）。

短期金銭債権	159,872千円
短期金銭債務	2,063,347

(5) 偶発債務

訴訟の提起

当社は、2025年6月26日付で、当社を被告として、テクノホライゾン株式会社から、613,600千円の損害賠償金の支払いを求める等の訴訟が提起されており、内容は以下のとおりであります。

① 訴訟が提起された日

イ. 訴訟提起日	2025年6月26日
ロ. 訴訟受領日	2025年7月22日

② 訴訟を提起した者の概要

イ. 名称	テクノホライゾン株式会社
ロ. 所在地	愛知県名古屋南区千竈通二丁目13番地1
ハ. 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 野村 拓伸

③ 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

当社は、2024年5月24日に開示いたしました「（開示事項の経過）プロフェッショナルワーク事業（緊急対策、フィールドワーク）の事業譲渡契約締結に関するお知らせ」のとおり、原告のテクノホライゾン株式会社へプロフェッショナルワーク事業を譲渡いたしました。

原告は当社が譲渡したソフトウェア資産等に不具合があり、事業譲渡後も不具合が解消せず最終的にシステム開発を中止せざるを得なくなったことに対して、事業譲渡前の不具合への対応は当社の責任であり、それらの不具合を事業譲渡前に説明していなかったとして、今般、当社に対し訴訟を提起したものであります。

④ 当社の見解

当社はこれまで、譲渡プロセスの初期段階より誠実かつ真摯に協議を重ね、十分な合意形成を経て契約を締結いたしました。その後も、契約上の義務を誠実に履行し、契約から逸脱する行為は一切ない認識のもと、原告との間では必要に応じて協議を継続してまいりました。しかしながら、原告の主張には、事実関係及び契約解釈において著しい齟齬が認められ、法的根拠にも乏しいものと判断しております。当社としては、本件請求は到底受け入れられるものではなく、今後、適切な法的手続を通じて、当社の正当性を明らかにしてまいる所存です。もっとも、訴訟には不確実性が伴うことから、その最終的な結果を現時点において予測することは困難です。当該訴訟の結果、仮に当社にとって不利な判決が下された場合には、当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。なお、現時点では損失発生の可能性及びその金額等を合理的に見積もることが困難であるため、訴訟損失引当金は計上しておりません。

⑤ 訴訟内容

イ. 訴えの内容

損害賠償請求

ロ. 訴訟の目的の価額

613,600千円及び損害遅延金

関係会社に対する米国当局による調査

当社の連結子会社であるTEN Holdings, Inc. (以下、「TEN」といいます。)は、2025年10月27日、米国連邦検事局 (USAO) より、同社の2025年2月の新規株式公開 (IPO) に関する大陪審召喚状を受領いたしました。TENは当該召喚状に対し、関連資料の提出を行っております。また、2025年10月28日、米国証券取引委員会 (SEC) が米国連邦検事局 (USAO) による調査が行われている事実を認識し、2026年3月10日には、同委員会よりIPO及びその他の事項に関する資料提出を求める召喚状を受領いたしました。TENはこれらの調査に対して全面的に協力し、召喚状に基づく義務を履行する方針であります。

これらの調査は現在も継続中であり、現時点において、調査が終結する時期、調査の結果及び当社グループの財政状態に与える影響を合理的に予測することは困難です。当該調査の結果により、将来的にTENだけでなく当社においても金銭的負担が発生するなど、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点でその影響額を合理的に見積もることが困難であるため、計算書類には反映しておりません。

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
売上高	150,468千円
仕入高	55,507
外注費	32,984
その他の営業取引高	44,135
営業取引以外の取引高	892,283

(2) 関係会社支援損

連結子会社であるTEN Holdings, Inc.が2025年2月に同社のNASDAQへの上場に際して、上場後の資本政策等に関する業務委託報酬として支払った金額（合計約5.4M USD、円換算額808,434千円）について、当社が財務的支援を行うこととしたため、関係会社支援損として計上しております。なお、当該費用については、連結注記表「8. 連結損益計算書に関する注記 (2) 不明支出金損失」をご参照ください。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	466,472株	-株	-株	466,472株

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,417千円
未払事業所税	2,492
税務上の繰越欠損金	2,107,920
子会社株式評価損	11,236
貸倒引当金	36,953
減損損失	831,290
投資有価証券評価損	180,752
関係会社支援損	292,394
資産除去債務	122,467
一括償却資産償却超過額	453
資産調整勘定	18,739
その他	24,542
小計	3,630,661
評価性引当額	△3,630,661
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△56,997
資産除去債務に対応する除去費用	△64,104
繰延税金負債合計	△121,102
繰延税金負債の純額	△121,102

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Wizlearn Technologies Pte.Ltd.	所有 直接 100.00%	役務の提供 資金の借入	開発外注費 及び 支払手数料 (注)	77,054	買掛金	652,587
				資金の借入	495,690	短期借入金	547,965
子会社	TEN Events, Inc.	所有 間接 38.22%	資金の援助等	関係会社 支援損	845,316	未払金	845,316
				資金の貸付	292,340	関係会社	365,833
				資金の回収	546,456	短期貸付金	

役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 取引金額については、市場価格に基づき交渉の上、決定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 $\triangle 77$ 円06銭
(2) 1株当たり当期純損失(\triangle) $\triangle 82$ 円31銭

12. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「12. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

(1) 事業の譲受

連結注記表「13. 重要な後発事象に関する注記 (2)事業の譲受」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) スポンサー基本契約締結

連結注記表「13. 重要な後発事象に関する注記 (3)スポンサー基本契約締結」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 債権債務の相殺に関する合意

連結注記表「13. 重要な後発事象に関する注記 (4)債権債務の相殺に関する合意」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(4) 金銭の支払いの補填に関する契約締結

連結注記表「13. 重要な後発事象に関する注記 (5)金銭の支払いの補填に関する契約締結」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

14. 企業結合に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月6日

株式会社ブイキューブ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新井達哉
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西村健太

意見不表明

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ブイキューブの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、連結計算書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつたため、監査意見を表明しない。

意見不表明の根拠

「連結注記表 1. 追加情報（特別調査委員会による調査及び米国当局による調査について）」に記載されているとおり、会社は、連結子会社TEN Holdings, Inc.（以下「TEN」）が2025年2月に支払を行ったNASDAQ上場後の資本政策等に関する業務委託報酬（合計約5.4M USD、円換算額808,434千円）について、当時の代表取締役であった間下直晃氏が、取締役会の承認を経ることなくTENへの財務的支援を行う旨の書面を会社名義でTENに差し入れていた事実や、当該業務委託報酬の契約先と支払先の相違及び当該取引に係る役務提供の実態が確認できない等の事実が判明したため、会社及びTENから独立した外部の専門家で構成される特別調査委員会による客観性のある調査を行う必要があると判断し、2026年4月24日に特別調査委員会を設置した。会社は、同委員会に対して、一連の事項に関する事実関係の調査及び類似案件の有無に関する調査等を委嘱している。また、TENは米国連邦検事局(USAO)及び米国証券取引委員会(SEC)より同社の2025年2月の新規株式公開(IPO)等に関する召喚状を受領し、調査を受けている。これらの調査等は継続中であり、調査等の結果によっては、連結計算書類に重要かつ広範な影響を及ぼす可能性があるが、その影響を反映させる場合における勘定科目、金額及び注記が明らかでないため、連結計算書類には反映されていない。

以上の状況から、当監査法人は、連結計算書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、かつ、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが連結計算書類全体に及ぼす可能性のある影響が、特定の勘定科目、金額及び注記に限定されず、重要かつ広範であると判断し、その結果、連結計算書類に修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は連結計算書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月6日

株式会社ブイキューブ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 新井達哉
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 西村健太
業務執行社員

意見不表明

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブイキューブの2025年1月1日から2025年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の計算書類等に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、計算書類等に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつたため、監査意見を表明しない。

意見不表明の根拠

「個別注記表 1. 追加情報（特別調査委員会による調査及び米国当局による調査について）」に記載されているとおり、会社は、連結子会社TEN Holdings, Inc.（以下「TEN」）が2025年2月に支払を行ったNASDAQ上場後の資本政策等に関する業務委託報酬（合計約5.4M USD、円換算額808,434千円）について、当時の代表取締役であった間下直晃氏が、取締役会の承認を経ることなくTENへの財務的支援を行う旨の書面を会社名義でTENに差し入れていた事実や、当該業務委託報酬の契約先と支払先の相違及び当該取引に係る役務提供の実態が確認できない等の事実が判明したため、会社及びTENから独立した外部の専門家で構成される特別調査委員会による客観性のある調査を行う必要があると判断し、2026年4月24日に特別調査委員会を設置した。会社は、同委員会に対して、一連の事項に関する事実関係の調査及び類似案件の有無に関する調査等を委嘱している。また、TENは米国連邦検事局(USAO)及び米国証券取引委員会(SEC)より同社の2025年2月の新規株式公開(IPO)等に関する召喚状を受領し、調査を受けている。これらの調査等は継続中であり、調査等の結果によっては、計算書類等に重要かつ広範な影響を及ぼす可能性があるが、その影響を反映させる場合における勘定科目、金額及び注記が明らかでないため、計算書類等には反映されていない。

以上の状況から、当監査法人は、計算書類等に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができておらず、かつ、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが計算書類等全体に及ぼす可能性のある影響が、特定の勘定科目、金額及び注記に限定されず、重要かつ広範であると判断し、その結果、計算書類等に修正が必要かどうかについて判断することができなかつた。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は計算書類等に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行については、事業報告に記載のとおり、当社の連結子会社であるTEN Holdings, Inc. (以下、「TEN」といいます。) が2025年2月に支払を行ったNASDAQ上場後の資本政策等に関する業務委託報酬に関し、当時の当社の代表取締役が、当社取締役会の承認を経ることなくTENへの財務的支援を行う旨の書面を当社名義でTENに差し入れていた事実が判明しました。さらに、当該業務委託報酬の契約先と支払先の相違の事実等が判明したため、当社はこれらの一連の事項に関し、特別調査委員会を設置いたしました。現在、調査は継続中であり、監査等委員会としては、今後の調査結果について注視してまいります。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、事業報告に記載のとおり、財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備が判明したので、当該重要な不備の是正に向けた再発防止策の策定及び実施状況について、引き続き監視及び検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

意見不表明とした会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。意見不表明の根拠については、会計監査人の監査報告書に記載しております。

(3) 連結計算書類の監査結果

意見不表明とした 会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。意見不表明の根拠については、会計監査人の監査報告書に記載しております。

2026年5月11日

株式会社ブイキューブ 監査等委員会

常勤監査等委員 中 丸 毅
監査等委員 秋 元 秀 仁
監査等委員 小 松 慶 子

(注) 監査等委員秋元秀仁及び小松慶子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

A series of 20 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for writing.

A series of 18 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

臨時株主総会会場ご案内図



会場： 東京都港区白金一丁目17番3号
NBFプラチナタワー16階 当社本社スタジオ

交通： 東京メトロ 南北線白金高輪駅 4番出口より直結
都営地下鉄 三田線白金高輪駅 4番出口より直結